

## PCB 廃棄物対策に関する調査（都道府県市へのアンケート）結果

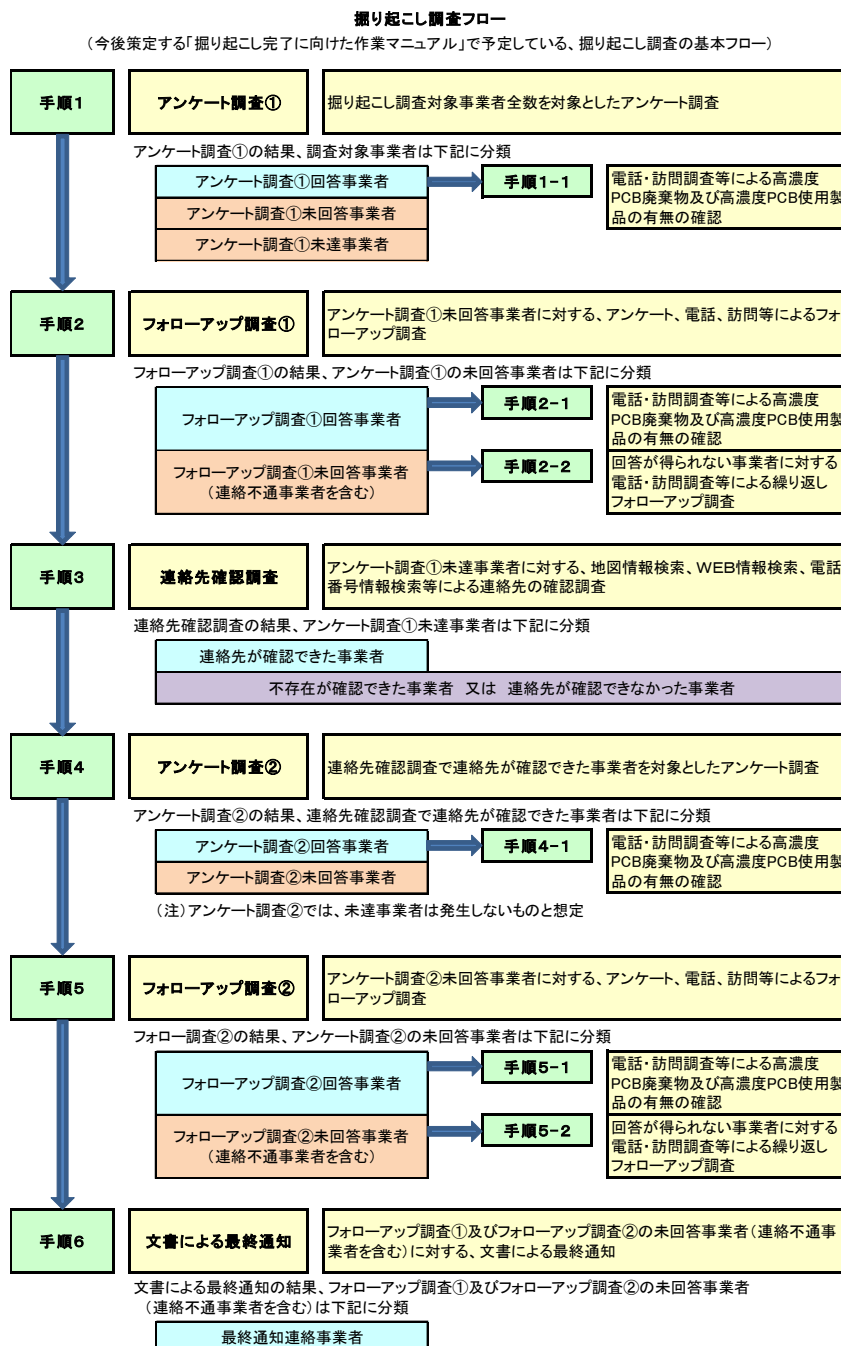
〈調査対象〉

都道府県、PCB 特措法第 19 条第 1 項に規定する政令市全 116 自治体

〈調査の時期〉

平成 29 年 8 月

### 1. 掘り起こし調査対象事業所全体に対する掘り起こし調査実施の進捗率について



## (1) 自家用電気工作物設置者を対象とした掘り起こし調査の実施について

① 平成 26 年度及び平成 28 年度に環境省が配布した自家用電気工作物設置者リストに基づき、貴都道府県市の掘り起こし調査の進捗状況について、平成 29 年 8 月末日時点での上記ステップごとの実施状況について御回答ください。

「独自の掘り起こし調査」を既に終えている北九州市を調査対象から除外。

### I. 調査対象事業者数

(イ) 貴自治体の調査対象事業者はどのリストに基づくものですか。

平成 25 年度環境省と連携してモデル調査を実施した自治体は平成 26 年度提供の自家用電気工作物設置者リストを使用しているとしてください。

調査対象 115 自治体

内 容	今回調査
a 平成 26 年度提供の自家用電気工作物設置者リスト	76 自治体
b 平成 28 年度提供の自家用電気工作物設置者リスト	16 自治体
c 平成 26 年度提供データに平成 28 年度提供データの一部を追加したリスト	29 自治体
d その他	9 自治体

#### (その他の内容)

- 平成 28 年 12 月末日時点では、平成 26 年度提供のリストに基づき、アンケート調査を実施し、結果の取りまとめを行っているが、今後の調査の中で平成 28 年度提供データの一部の追加を検討。
- アンケート調査①未回答事業者及びアンケート調査①未達事業者の住所を NTT タウンページデータと突合し、引き出された事業場のリストを活用。
- 電気絶縁物処理協会から提供された過去に PCB 使用製品の使用が確認されていた事業者リスト等を活用。
- 平成 26 年度提供の自家用電気工作物設置者リストに加え、JESCO から提供いただいた平成 16 年の電気絶縁物処理協会データの事業者についても確認を行った。
- 平成 26 年度提供データに平成 28 年度提供データの一部を追加したリストに PCB 協会リストに掲載された事業者のうち、事業所が特定できた事業者リストを加えたもの。
- 平成 26 年度提供データの未回答者分に平成 28 年度提供データの新規分、平成 26 年度提供時に漏れたデータ分へ調査。

自治体名	使用したリスト				自治体名	使用したリスト			
	平成26年度 提供	平成28年度 提供	26年度に28 年度を追加	その他		平成26年度 提供	平成28年度 提供	26年度に28 年度を追加	その他
001 北海道			○		062 静岡市		○		○
002 青森県	○	○			063 浜松市			○	
003 岩手県			○		064 名古屋市	○			
004 宮城県	○				065 京都市		○		
005 秋田県			○		066 大阪市	○			
006 山形県		○			067 堺市	○			
007 福島県	○				068 東大阪市			○	
008 茨城県	○				069 神戸市	○			
009 栃木県			○		070 姫路市	○			
010 群馬県			○		071 尼崎市	○	○	○	
011 埼玉県	○				072 和歌山市	○			
012 千葉県	○				073 広島市	○			
013 東京都	○				074 呉市	○			
014 神奈川県	○				075 下関市	○			
015 新潟県	○				076 北九州市	対象外			
016 富山県	○				077 福岡市	○			
017 石川県		○			078 大牟田市	○			
018 福井県	○				079 長崎市	○			
019 山梨県	○				080 佐世保市	○			
020 長野県	○				081 熊本市	○			
021 岐阜県	○				082 鹿児島市	○			
022 静岡県	○				083 岡山市	○			
023 愛知県	○				084 宇都宮市	○			
024 三重県			○		085 富山市	○			
025 滋賀県	○				086 秋田市	○			
026 京都府				○	087 郡山市	○			
027 大阪府	○				088 大分市	○			
028 兵庫県		○			089 松山市	○			
029 奈良県	○				090 豊田市			○	
030 和歌山県	○				091 福山市	○			
031 鳥取県	○				092 高知市	○			
032 島根県	○			○	093 宮崎市	○			
033 岡山県	○				094 いわき市		○		
034 広島県			○		095 長野市	○		○	○
035 山口県	○				096 豊橋市	○			
036 徳島県	○			○	097 高松市	○			
037 香川県	○				098 相模原市	○		○	
038 愛媛県	○			○	099 西宮市			○	
039 高知県	○				100 倉敷市	○			
040 福岡県			○		101 さいたま市	○			
041 佐賀県		○			102 奈良市		○		
042 長崎県	○				103 川越市		○		
043 熊本県			○		104 船橋市	○			
044 大分県			○	○	105 岡崎市	○			
045 宮崎県			○		106 高槻市	○			
046 鹿児島県			○		108 青森市			○	○
047 沖縄県	○				109 八王子市	○			
050 旭川市			○		110 盛岡市		○		
051 札幌市		○		○	111 柏市		○		
052 函館市			○		112 久留米市	○		○	
054 仙台市	○				114 前橋市	○			
055 千葉市		○			115 大津市	○			
056 横浜市	○				116 高崎市	○			
057 川崎市	○				118 豊中市	○			
058 横須賀市			○		119 那覇市	○			
059 新潟市	○		○		120 枚方市			○	
060 金沢市		○			121 越谷市			○	
061 岐阜市			○		122 八戸市			○	
					計	76	16	29	9

(ロ) 掘り起こし調査マニュアルでは、自家用電気工作物設置者から法に基づく届出済みの事業者を除外するとともに、複数の事業所を管理している事業者を集約整理した事業者を調査対象事業者としておりますが、貴自治体ではどのような加工を実施されていますか。(複数回答可)

調査対象 115自治体

内 容	今回調査
a 自家用電気工作物設置者から PCB 特措法に基づく届出済みの事業者を除外	77自治体
b 自家用電気工作物設置者から電気関係報告規則に基づく届出済みの事業者を除外	14自治体
c 複数の事業所を管理している事業者を集約整理	58自治体
d その他	40自治体

#### (その他の内容)

- ・ 国及び独立行政法人は除外（国自ら実態把握及び率先処理を行うとしているため）。
- ・ 国、自治体の事業所を除外。
- ・ 富岡町、大熊町など配達困難地域にある事業所を除外。
- ・ 自家用電気工作物設置者から県有施設を除外。
- ・ 県の機関については別途調査済みであるため除外。
- ・ 1990 年以降建設の建物の除外、環境省精査データのマッチング作業に基づく除外、住宅地図及び web 地図による調査に基づく除外。
- ・ 該当の建物がない事業者を除外。
- ・ 本県では、アンケート調査発送を平成 27 年度、28 年度で実施しており、平成 28 年度については「c 複数の事業所を管理している事業者を集約整理」の加工を行った。
- ・ 自治体管理事業所のみ除外。
- ・ 県が PCB 使用製品及び廃棄物の保管等を覚知している事業者を除外。
- ・ PCB 特措法及び電気関係報告規則に基づく届出済事業者は除外していない（使用中安定器などは把握できていないおそれがあるため）。電話、テレビ、ラジオなど電波塔を保有する事業者のみ、集約して本社に調査票を発送。県、市町村へは、別途、説明会を開いて調査を実施。
- ・ 平成 25 年度のモデル調査では、a、b、c の加工は実施されていない。
- ・ 既に存在しないことを把握している事業所等を除外。
- ・ PCB 特措法に基づく届出事業者の一部を除外。
- ・ 昭和 51 年度末までに建築された建物を保有する一部事業者も対象とした。
- ・ （公財）産業廃棄物処理事業振興財団による精査による。
- ・ 自家用電気工作物設置者リストの事業者すべてを対象とした。
- ・ 本市及び県所管の施設を調査先から除外。
- ・ 新たな PCB 廃棄物の保管を把握したいため、届出済みの事業者についても調査を実施。
- ・ 自家用電気工作物設置者の内、設置時期が最近であり PCB 使用の可能性がない事業場をで

きる範囲で除外。

- ・ 大手スーパー、レストラン、ドラッグストア等を除外。
- ・ 携帯基地局、コンビニエンスストアを除外。
- ・ 届出事業者を含む全事業者にアンケートを送付したが、集計の過程で届出事業者を除外。
- ・ 事業場名(ケータイ基地局等)、HP 情報、建築物データとの照合等により明らかに送付対象外(更地、新しく建て替わっている等)のものを除外。
- ・ 平成 25 年度に当市独自で行った掘り起こしにおいて、PCB 含有の疑いがある機器を保有していると回答があった事業所を除外。
- ・ 調査時に存在しないもの、1985 年版ゼンリン地図に記載がないもの、登記簿上で 1985 年以降に建てられたもの等を除外。
- ・ 自家用電気工作物設置者リストに記載されている全ての事業所を対象としている。(届出済み事業所の除外、事業者の集約整理はしていない。)
- ・ 事業所重複、提供データの住所が存在しない及び、公共(県、市)施設を除外。
- ・ 設置者リスト内の旧住所等で明らかに未達になると考えられるものを除外。
- ・ 重複している事業場を除外。
- ・ 複数管理している事業者から問い合わせがあった場合のみ、複数事業者用の回答様式を送付。
- ・ 平成 25 年度環境省モデル事業及び平成 26 年度環境省モデル事業に参加して掘り起こし調査を実施しており、同調査の加工方法による。
- ・ 特に加工していない。

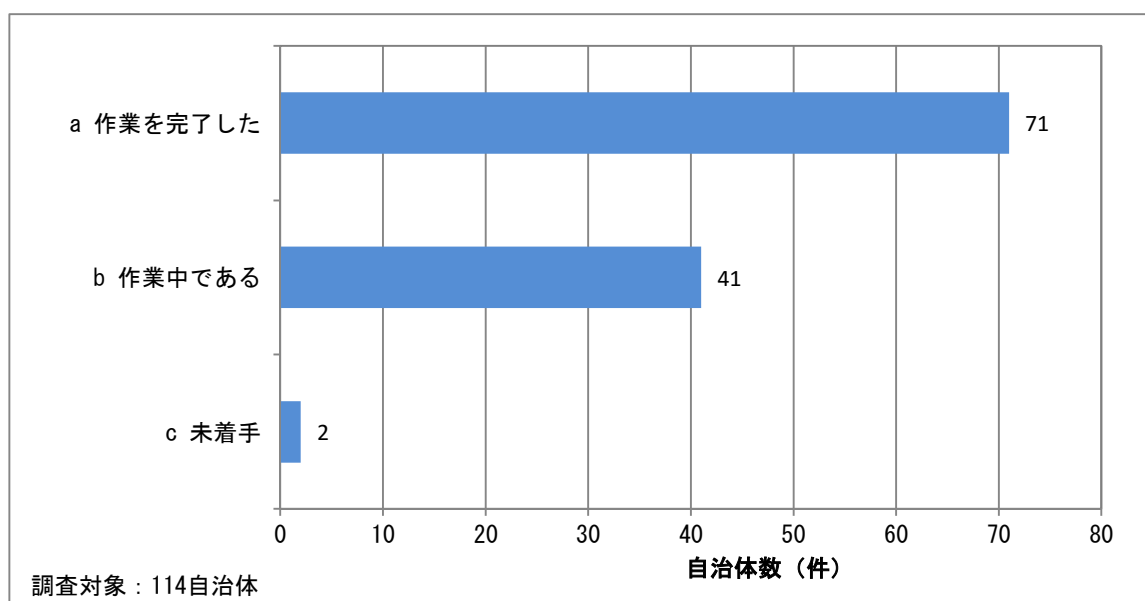
自治体名	リストに対する加工				自治体名	リストに対する加工			
	PCB特措法に基づく届出済事業者を除外	電気関係報告規則に基づく届出済事業者を除外	複数事業所管理している事業者を集約	その他		PCB特措法に基づく届出済事業者を除外	電気関係報告規則に基づく届出済事業者を除外	複数事業所管理している事業者を集約	その他
001 北海道	○		○	○	062 静岡市	○			
002 青森県	○	○	○		063 浜松市	○		○	
003 岩手県	○			○	064 名古屋市				○
004 宮城県	○				065 京都市			○	
005 秋田県	○		○		066 大阪市				○
006 山形県	○		○		067 堺市	○		○	○
007 福島県	○			○	068 東大阪市			○	○
008 茨城県	○	○	○		069 神戸市				○
009 栃木県			○		070 姫路市	○			
010 群馬県				○	071 尼崎市				○
011 埼玉県	○		○		072 和歌山市	○			
012 千葉県	○	○	○	○	073 広島市	○			
013 東京都	○	○	○	○	074 呉市	○			
014 神奈川県			○	○	075 下関市	○			
015 新潟県			○		076 北九州市	対象外			
016 富山県	○			○	077 福岡市	○		○	
017 石川県				○	078 大牟田市	○		○	
018 福井県				○	079 長崎市	○		○	○
019 山梨県	○		○		080 佐世保市	○		○	
020 長野県	○		○		081 熊本市	○			
021 岐阜県	○		○		082 鹿児島市				○
022 静岡県	○				083 岡山市	○			
023 愛知県					084 宇都宮市	○			
024 三重県	○			○	085 富山市	○		○	
025 滋賀県	○		○		086 秋田市	○			
026 京都府	○	○	○		087 郡山市	○		○	
027 大阪府	○		○		088 大分市	○			○
028 兵庫県			○		089 松山市	○		○	
029 奈良県			○		090 豊田市	○			
030 和歌山県				○	091 福山市				○
031 鳥取県	○				092 高知市	○			
032 島根県				○	093 宮崎市				○
033 岡山県				○	094 いわき市	○		○	
034 広島県			○	○	095 長野市				○
035 山口県				○	096 豊橋市			○	○
036 徳島県				○	097 高松市	○			
037 香川県			○		098 相模原市	○			
038 愛媛県	○				099 西宮市			○	
039 高知県	○	○	○		100 倉敷市				○
040 福岡県	○	○			101 さいたま市	○		○	
041 佐賀県				○	102 奈良市	○	○	○	○
042 長崎県	○	○			103 川越市	○			
043 熊本県	○	○			104 船橋市	○		○	
044 大分県	○		○	○	105 岡崎市	○		○	○
045 宮崎県	○	○	○		106 高槻市	○		○	○
046 鹿児島県				○	108 青森市	○		○	
047 沖縄県	○				109 八王子市				○
050 旭川市	○				110 盛岡市			○	
051 札幌市	○		○		111 柏市	○	○		
052 函館市	○		○		112 久留米市	○			
054 仙台市	○				114 前橋市	○		○	
055 千葉市	○		○	○	115 大津市	○		○	
056 横浜市				○	116 高崎市	○			
057 川崎市	○		○		118 豊中市	○			
058 横須賀市	○				119 那覇市	○	○	○	
059 新潟市			○		120 枚方市			○	
060 金沢市			○		121 越谷市	○		○	
061 岐阜市			○		122 八戸市	○	○	○	
					計	77	14	58	40

## Ⅱ. 手順1 アンケート調査①の作業状況

調査対象 114自治体

内 容	今回調査
a 全ての調査対象事業者について作業を完了した	71自治体
b 作業中である（未回収）	41自治体
c 未着手	2自治体

調査が完了している北九州市及び調査手順が基本フローと異なる徳島県を調査対象から除外。



自治体名	手順1 アンケート調査①の作業状況			自治体名	手順1 アンケート調査①の作業状況		
	作業を完了した	作業中である	未着手		作業を完了した	作業中である	未着手
001 北海道	○			062 静岡市		○	
002 青森県		○		063 浜松市	○		
003 岩手県		○		064 名古屋	○		
004 宮城県	○			065 京都市		○	
005 秋田県		○		066 大阪市	○		
006 山形県		○		067 堺市		○	
007 福島県	○			068 東大阪市		○	
008 茨城県		○		069 神戸市	○		
009 栃木県	○			070 姫路市		○	
010 群馬県		○		071 尼崎市		○	
011 埼玉県	○			072 和歌山市		○	
012 千葉県	○			073 広島市	○		
013 東京都	○			074 呉市	○		
014 神奈川県	○			075 下関市	○		
015 新潟県		○		076 北九州市		調査完了	
016 富山県	○			077 福岡市	○		
017 石川県		○		078 大牟田市	○		
018 福井県	○			079 長崎市	○		
019 山梨県	○			080 佐世保市	○		
020 長野県		○		081 熊本市	○		
021 岐阜県	○			082 鹿児島市	○		
022 静岡県	○			083 岡山市	○		
023 愛知県	○			084 宇都宮市	○		
024 三重県	○			085 富山市	○		
025 滋賀県	○			086 秋田市		○	
026 京都府	○			087 郡山市	○		
027 大阪府	○			088 大分市		○	
028 兵庫県		○		089 松山市	○		
029 奈良県	○			090 豊田市		○	
030 和歌山県		○		091 福山市	○		
031 鳥取県	○			092 高知市	○		
032 島根県		○		093 宮崎市		○	
033 岡山県	○			094 いわき市			○
034 広島県	○			095 長野市		○	
035 山口県	○			096 豊橋市	○		
036 徳島県	異なる作業手順で実施			097 高松市	○		
037 香川県	○			098 相模原市	○		
038 愛媛県	○			099 西宮市		○	
039 高知県	○			100 倉敷市	○		
040 福岡県	○			101 さいたま市		○	
041 佐賀県		○		102 奈良市		○	
042 長崎県	○			103 川崎市	○		
043 熊本県		○		104 船橋市		○	
044 大分県	○			105 岡崎市	○		
045 宮崎県	○			106 高槻市	○		
046 鹿児島県		○		108 青森市	○		
047 沖縄県	○			109 八王子市	○		
050 旭川市		○		110 盛岡市		○	
051 札幌市		○		111 柏市	○		
052 函館市		○		112 久留米市	○		
054 仙台市	○			114 前橋市		○	
055 千葉市		○		115 大津市	○		
056 横浜市		○		116 高崎市	○		
057 川崎市	○			118 豊中市	○		
058 横須賀市		○		119 那覇市	○		
059 新潟市	○			120 枚方市	○		
060 金沢市			○	121 越谷市		○	
061 岐阜市		○		122 八戸市	○		
				計	71	41	2

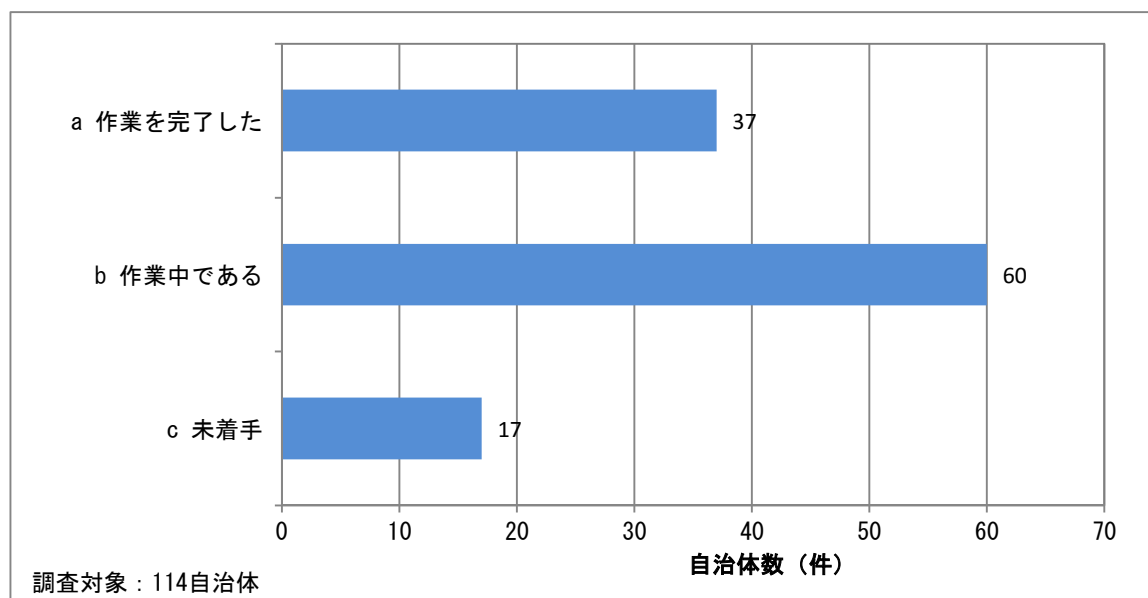


### Ⅲ. 手順2 フォローアップ調査①の作業状況

調査対象 114自治体

内 容	今回調査
a アンケート調査①の全ての未回答事業者について作業を完了した	37自治体
b 作業中である（未回収）	60自治体
c 未着手	17自治体

調査が完了している北九州市及び調査手順が基本フローと異なる徳島県を調査対象から除外。



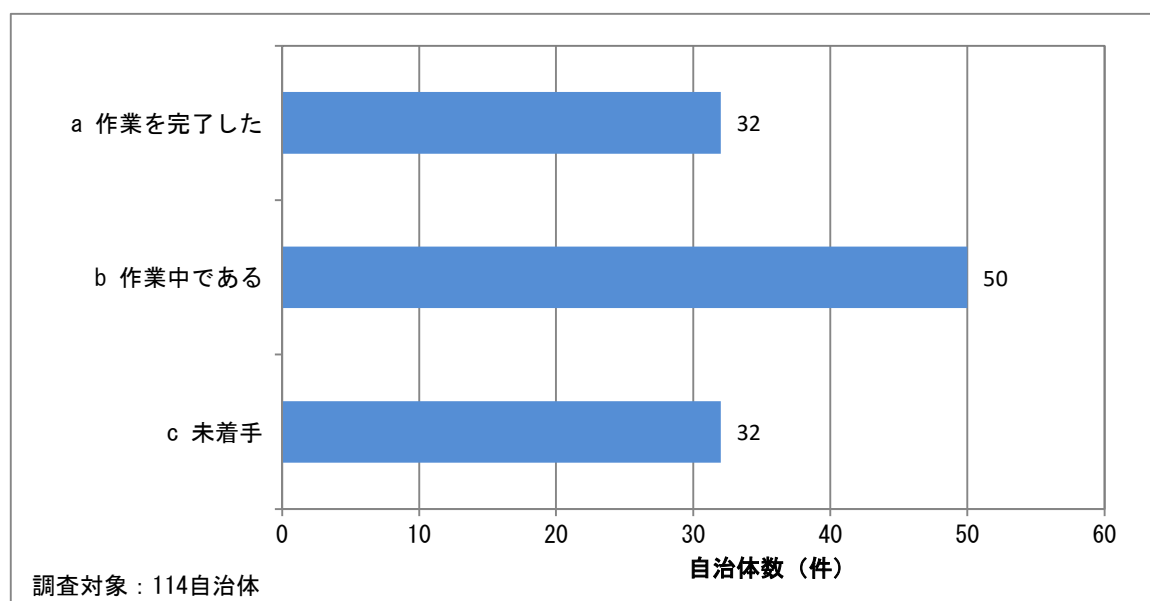
自治体名	手順2 フォローアップ調査①			自治体名	手順2 フォローアップ調査①		
	作業を完了した	作業中である	未着手		作業を完了した	作業中である	未着手
001 北海道		○		062 静岡市			○
002 青森県		○		063 浜松市		○	
003 岩手県			○	064 名古屋		○	
004 宮城県	○			065 京都市		○	
005 秋田県		○		066 大阪市		○	
006 山形県			○	067 堺市		○	
007 福島県		○		068 東大阪市			○
008 茨城県		○		069 神戸市	○		
009 栃木県	○			070 姫路市	○		
010 群馬県		○		071 尼崎市		○	
011 埼玉県		○		072 和歌山市		○	
012 千葉県	○			073 広島市		○	
013 東京都	○			074 呉市		○	
014 神奈川県		○		075 下関市	○		
015 新潟県		○		076 北九州市		調査完了	
016 富山県			○	077 福岡市	○		
017 石川県			○	078 大牟田市		○	
018 福井県		○		079 長崎市	○		
019 山梨県		○		080 佐世保市	○		
020 長野県	○			081 熊本市		○	
021 岐阜県		○		082 鹿児島市	○		
022 静岡県		○		083 岡山市	○		
023 愛知県	○			084 宇都宮市		○	
024 三重県		○		085 富山市		○	
025 滋賀県		○		086 秋田市		○	
026 京都府	○			087 郡山市		○	
027 大阪府	○			088 大分市	○		
028 兵庫県			○	089 松山市	○		
029 奈良県	○			090 豊田市		○	
030 和歌山県		○		091 福山市	○		
031 鳥取県		○		092 高知市	○		
032 島根県		○		093 宮崎市		○	
033 岡山県	○			094 いわき市			○
034 広島県	○			095 長野市		○	
035 山口県		○		096 豊橋市	○		
036 徳島県	異なる作業手順で実施			097 高松市	○		
037 香川県	○			098 相模原市		○	
038 愛媛県		○		099 西宮市		○	
039 高知県	○			100 倉敷市	○		
040 福岡県	○			101 さいたま市		○	
041 佐賀県			○	102 奈良市			○
042 長崎県	○			103 川崎市		○	
043 熊本県		○		104 船橋市			○
044 大分県	○			105 岡崎市		○	
045 宮崎県	○			106 高槻市		○	
046 鹿児島県		○		108 青森市		○	
047 沖縄県	○			109 八王子市		○	
050 旭川市		○		110 盛岡市			○
051 札幌市		○		111 柏市		○	
052 函館市		○		112 久留米市	○		
054 仙台市		○		114 前橋市			○
055 千葉市			○	115 大津市		○	
056 横浜市		○		116 高崎市	○		
057 川崎市	○			118 豊中市		○	
058 横須賀市		○		119 那覇市	○		
059 新潟市		○		120 枚方市		○	
060 金沢市			○	121 越谷市			○
061 岐阜市		○		122 八戸市			○
				計	37	60	17

#### IV. 手順3 連絡先確認調査の作業状況

調査対象 114自治体

内 容	今回調査
a アンケート調査①の全ての未達事業者について作業を完了した	32自治体
b 作業中である	50自治体
c 未着手	32自治体

調査が完了している北九州市及び調査手順が基本フローと異なる徳島県を調査対象から除外。



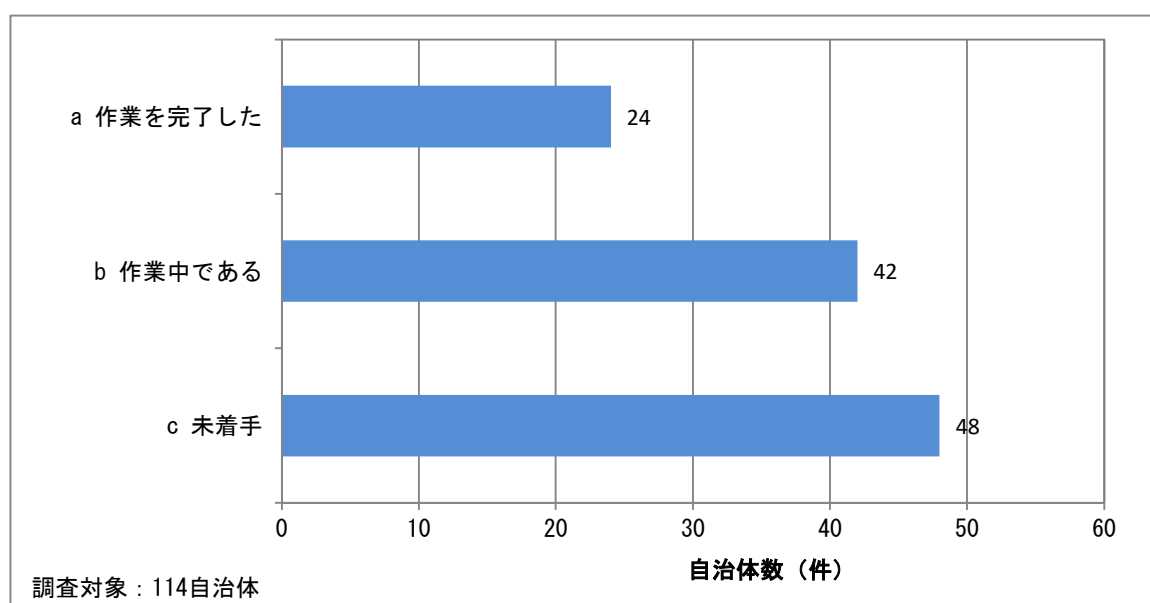
自治体名	手順3 連絡先確認調査			自治体名	手順3 連絡先確認調査		
	作業を完了した	作業中である	未着手		作業を完了した	作業中である	未着手
001 北海道		○		062 静岡市			○
002 青森県			○	063 浜松市			○
003 岩手県			○	064 名古屋			○
004 宮城県	○			065 京都市		○	
005 秋田県		○		066 大阪市		○	
006 山形県		○		067 堺市		○	
007 福島県		○		068 東大阪市			○
008 茨城県		○		069 神戸市	○		
009 栃木県	○			070 姫路市		○	
010 群馬県		○		071 尼崎市		○	
011 埼玉県		○		072 和歌山市			○
012 千葉県			○	073 広島市		○	
013 東京都	○			074 呉市		○	
014 神奈川県			○	075 下関市	○		
015 新潟県			○	076 北九州市		調査完了	
016 富山県			○	077 福岡市	○		
017 石川県			○	078 大牟田市		○	
018 福井県			○	079 長崎市	○		
019 山梨県		○		080 佐世保市	○		
020 長野県		○		081 熊本市		○	
021 岐阜県	○			082 鹿児島市	○		
022 静岡県	○			083 岡山市	○		
023 愛知県			○	084 宇都宮市		○	
024 三重県		○		085 富山市		○	
025 滋賀県			○	086 秋田市		○	
026 京都府			○	087 郡山市			○
027 大阪府	○			088 大分市		○	
028 兵庫県			○	089 松山市	○		
029 奈良県		○		090 豊田市	○		
030 和歌山県		○		091 福山市		○	
031 鳥取県	○			092 高知市	○		
032 島根県		○		093 宮崎市		○	
033 岡山県		○		094 いわき市			○
034 広島県		○		095 長野市			○
035 山口県	○			096 豊橋市		○	
036 徳島県	異なる作業手順で実施			097 高松市	○		
037 香川県	○			098 相模原市		○	
038 愛媛県	○			099 西宮市		○	
039 高知県		○		100 倉敷市		○	
040 福岡県	○			101 さいたま市		○	
041 佐賀県	○			102 奈良市		○	
042 長崎県	○			103 川崎市		○	
043 熊本県		○		104 船橋市			○
044 大分県		○		105 岡崎市	○		
045 宮崎県	○			106 高槻市			○
046 鹿児島県		○		108 青森市		○	
047 沖縄県	○			109 八王子市		○	
050 旭川市		○		110 盛岡市			○
051 札幌市			○	111 柏市			○
052 函館市		○		112 久留米市	○		
054 仙台市		○		114 前橋市	○		
055 千葉市			○	115 大津市			○
056 横浜市			○	116 高崎市		○	
057 川崎市			○	118 豊中市	○		
058 横須賀市			○	119 那覇市	○		
059 新潟市		○		120 枚方市	○		
060 金沢市			○	121 越谷市		○	
061 岐阜市		○		122 八戸市			○
				計	32	50	32

V. 手順4 アンケート調査②の作業状況

調査対象 114自治体

内 容	今回調査
a 連絡先確認調査で得られた全ての連絡先が確認できた事業者について作業を完了した	24自治体
b 作業中である（未回収）	42自治体
c 未着手	48自治体

調査が完了している北九州市及び調査手順が基本フローと異なる徳島県を調査対象から除外。



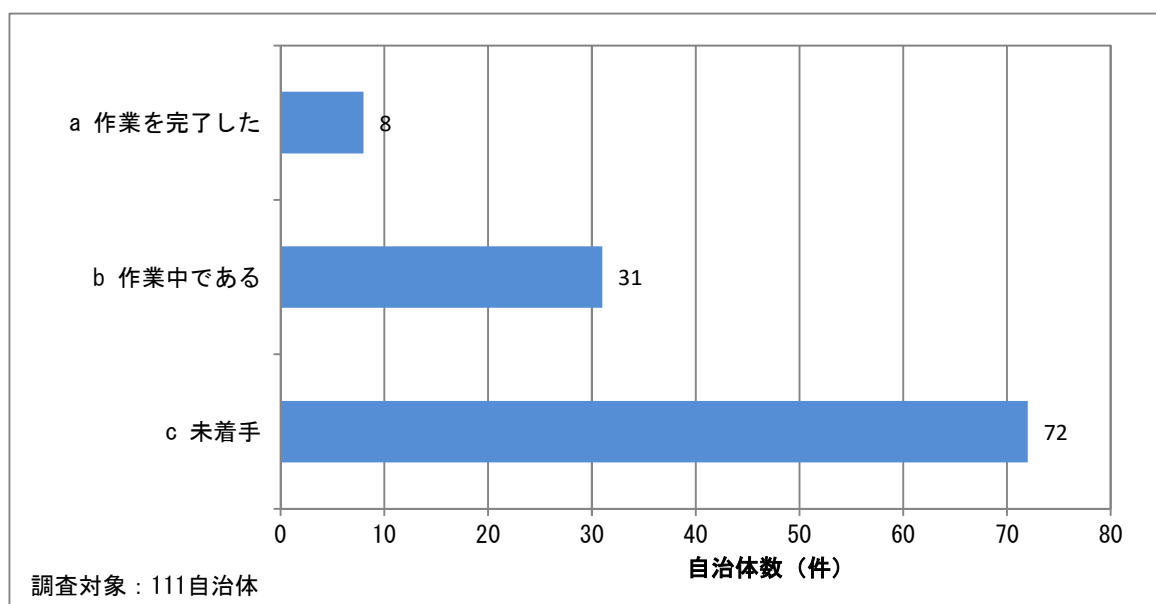
自治体名	手順4 アンケート調査②			自治体名	手順4 アンケート調査②		
	作業を完了した	作業中である	未着手		作業を完了した	作業中である	未着手
001 北海道			○	062 静岡市			○
002 青森県			○	063 浜松市			○
003 岩手県			○	064 名古屋市			○
004 宮城県		○		065 京都市		○	
005 秋田県			○	066 大阪市		○	
006 山形県			○	067 堺市		○	
007 福島県			○	068 東大阪市			○
008 茨城県		○		069 神戸市			○
009 栃木県	○			070 姫路市	○		
010 群馬県		○		071 尼崎市		○	
011 埼玉県		○		072 和歌山市			○
012 千葉県			○	073 広島市		○	
013 東京都	○			074 呉市		○	
014 神奈川県			○	075 下関市	○		
015 新潟県			○	076 北九州市		調査完了	
016 富山県			○	077 福岡市	○		
017 石川県			○	078 大牟田市		○	
018 福井県			○	079 長崎市	○		
019 山梨県		○		080 佐世保市	○		
020 長野県		○		081 熊本市		○	
021 岐阜県			○	082 鹿児島市	○		
022 静岡県	○			083 岡山市			○
023 愛知県			○	084 宇都宮市		○	
024 三重県		○		085 富山市			○
025 滋賀県			○	086 秋田市			○
026 京都府			○	087 郡山市			○
027 大阪府		○		088 大分市	○		
028 兵庫県			○	089 松山市	○		
029 奈良県		○		090 豊田市		○	
030 和歌山県		○		091 福山市		○	
031 鳥取県	○			092 高知市	○		
032 島根県		○		093 宮崎市		○	
033 岡山県		○		094 いわき市			○
034 広島県		○		095 長野市			○
035 山口県		○		096 豊橋市		○	
036 徳島県	異なる作業手順で実施			097 高松市	○		
037 香川県	○			098 相模原市		○	
038 愛媛県	○			099 西宮市		○	
039 高知県		○		100 倉敷市			○
040 福岡県	○			101 さいたま市		○	
041 佐賀県		○		102 奈良市		○	
042 長崎県			○	103 川越市		○	
043 熊本県		○		104 船橋市			○
044 大分県		○		105 岡崎市	○		
045 宮崎県	○			106 高槻市			○
046 鹿児島県		○		108 青森市		○	
047 沖縄県		○		109 八王子市			○
050 旭川市			○	110 盛岡市			○
051 札幌市			○	111 柏市			○
052 函館市		○		112 久留米市	○		
054 仙台市		○		114 前橋市	○		
055 千葉市			○	115 大津市			○
056 横浜市			○	116 高崎市		○	
057 川崎市			○	118 豊中市	○		
058 横須賀市			○	119 那覇市	○		
059 新潟市			○	120 枚方市	○		
060 金沢市			○	121 越谷市			○
061 岐阜市			○	122 八戸市			○
				計	24	42	48

VI. 手順5 フォローアップ調査②の作業状況

調査対象 111自治体

内 容	今回調査
a アンケート調査②の全ての未回答事業者について作業を完了した	8自治体
b 作業中である（未回収）	31自治体
c 未着手	72自治体

調査が完了している北九州市、手順4で作業が完了した長崎市・佐世保市及び調査手順が基本フローと異なる宮城県・徳島県を調査対象から除外。



自治体名	手順5 フォローアップ調査②			自治体名	手順5 フォローアップ調査②		
	作業を完了した	作業中である	未着手		作業を完了した	作業中である	未着手
001 北海道			○	062 静岡市			○
002 青森県			○	063 浜松市			○
003 岩手県			○	064 名古屋			○
004 宮城県	手順2で調査実施			065 京都市			○
005 秋田県			○	066 大阪市			○
006 山形県			○	067 堺市			○
007 福島県			○	068 東大阪市			○
008 茨城県			○	069 神戸市			○
009 栃木県			○	070 姫路市			○
010 群馬県		○		071 尼崎市		○	
011 埼玉県		○		072 和歌山市			○
012 千葉県			○	073 広島市		○	
013 東京都			○	074 呉市		○	
014 神奈川県			○	075 下関市		○	
015 新潟県			○	076 北九州市	調査完了		
016 富山県			○	077 福岡市		○	
017 石川県			○	078 大牟田市			○
018 福井県			○	079 長崎市	手順4で作業完了		
019 山梨県			○	080 佐世保市	手順4で作業完了		
020 長野県			○	081 熊本市		○	
021 岐阜県			○	082 鹿児島市	○		
022 静岡県		○		083 岡山市			○
023 愛知県			○	084 宇都宮市			○
024 三重県		○		085 富山市			○
025 滋賀県			○	086 秋田市			○
026 京都府			○	087 郡山市			○
027 大阪府			○	088 大分市			○
028 兵庫県			○	089 松山市	○		
029 奈良県			○	090 豊田市			○
030 和歌山県		○		091 福山市		○	
031 鳥取県		○		092 高知市		○	
032 島根県		○		093 宮崎市		○	
033 岡山県			○	094 いわき市			○
034 広島県		○		095 長野市			○
035 山口県		○		096 豊橋市		○	
036 徳島県	異なる作業手順で実施			097 高松市	○		
037 香川県	○			098 相模原市			○
038 愛媛県		○		099 西宮市		○	
039 高知県		○		100 倉敷市		○	
040 福岡県		○		101 さいたま市			○
041 佐賀県			○	102 奈良市			○
042 長崎県		○		103 川崎市			○
043 熊本県		○		104 船橋市			○
044 大分県			○	105 岡崎市		○	
045 宮崎県	○			106 高槻市			○
046 鹿児島県		○		108 青森市			○
047 沖縄県			○	109 八王子市			○
050 旭川市			○	110 盛岡市			○
051 札幌市			○	111 柏市			○
052 函館市		○		112 久留米市		○	
054 仙台市			○	114 前橋市	○		
055 千葉市			○	115 大津市			○
056 横浜市			○	116 高崎市			○
057 川崎市			○	118 豊中市		○	
058 横須賀市			○	119 那覇市	○		
059 新潟市			○	120 枚方市	○		
060 金沢市			○	121 越谷市			○
061 岐阜市			○	122 八戸市			○
				計	8	31	72

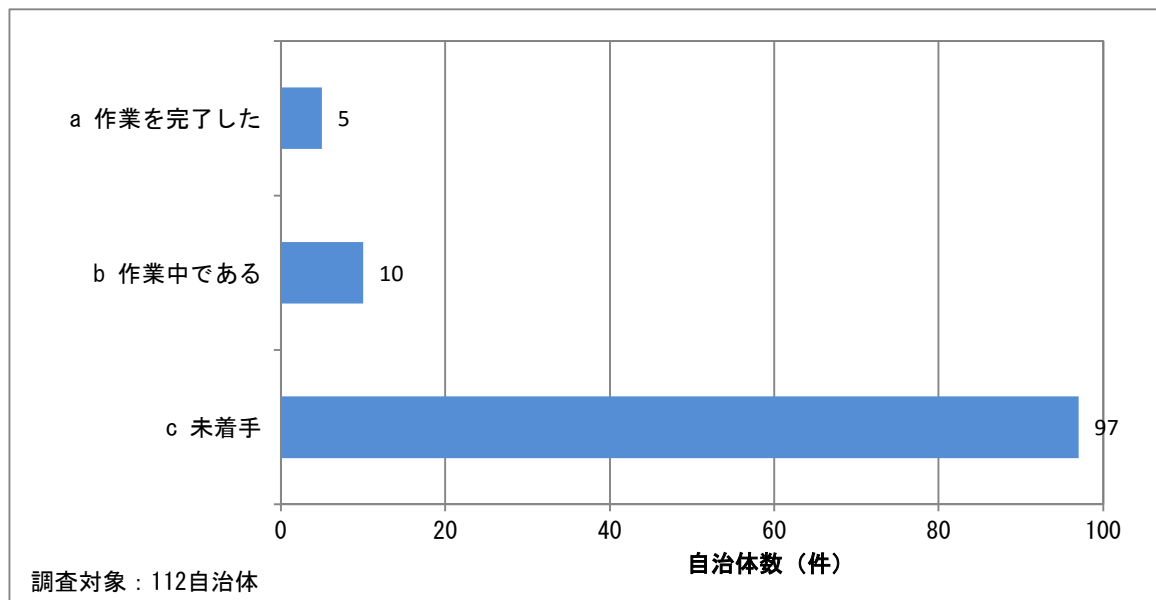


VII. 手順6 文書による最終通知の作業状況

調査対象 112自治体

内 容	今回調査
a フォローアップ調査①の未回答事業者及びフォローアップ調査②の未回答事業者について作業を完了した	5自治体
b 作業中である	10自治体
c 未着手	97自治体

調査が完了している北九州市、手順4で作業が完了した長崎市・佐世保市及び調査手順が基本フローと異なる徳島県を調査対象から除外。



自治体名	手順6 文書による最終通知			自治体名	手順6 文書による最終通知		
	作業を完了した	作業中である	未着手		作業を完了した	作業中である	未着手
001 北海道			○	062 静岡市			○
002 青森県			○	063 浜松市			○
003 岩手県			○	064 名古屋市			○
004 宮城県			○	065 京都市			○
005 秋田県			○	066 大阪市			○
006 山形県			○	067 堺市			○
007 福島県			○	068 東大阪市			○
008 茨城県			○	069 神戸市			○
009 栃木県			○	070 姫路市			○
010 群馬県			○	071 尼崎市			○
011 埼玉県		○		072 和歌山市			○
012 千葉県			○	073 広島市		○	
013 東京都			○	074 呉市			○
014 神奈川県			○	075 下関市		○	
015 新潟県			○	076 北九州市	調査完了		
016 富山県			○	077 福岡市		○	
017 石川県			○	078 大牟田市			○
018 福井県			○	079 長崎市	手順4で作業完了		
019 山梨県			○	080 佐世保市	手順4で作業完了		
020 長野県			○	081 熊本市			○
021 岐阜県			○	082 鹿児島市		○	
022 静岡県			○	083 岡山市	○		
023 愛知県			○	084 宇都宮市			○
024 三重県		○		085 富山市			○
025 滋賀県			○	086 秋田市			○
026 京都府			○	087 郡山市			○
027 大阪府			○	088 大分市			○
028 兵庫県			○	089 松山市	○		
029 奈良県			○	090 豊田市			○
030 和歌山県			○	091 福山市			○
031 鳥取県			○	092 高知市			○
032 島根県			○	093 宮崎市			○
033 岡山県	○			094 いわき市			○
034 広島県		○		095 長野市			○
035 山口県		○		096 豊橋市			○
036 徳島県	異なる作業手順で実施			097 高松市	○		
037 香川県			○	098 相模原市			○
038 愛媛県			○	099 西宮市			○
039 高知県			○	100 倉敷市			○
040 福岡県			○	101 さいたま市			○
041 佐賀県			○	102 奈良市			○
042 長崎県			○	103 川崎市			○
043 熊本県		○		104 船橋市			○
044 大分県			○	105 岡崎市			○
045 宮崎県		○		106 高槻市			○
046 鹿児島県			○	108 青森市			○
047 沖縄県			○	109 八王子市			○
050 旭川市			○	110 盛岡市			○
051 札幌市			○	111 柏市			○
052 函館市			○	112 久留米市			○
054 仙台市			○	114 前橋市			○
055 千葉市			○	115 大津市			○
056 横浜市			○	116 高崎市			○
057 川崎市			○	118 豊中市			○
058 横須賀市			○	119 那覇市	○		
059 新潟市			○	120 枚方市			○
060 金沢市			○	121 越谷市			○
061 岐阜市			○	122 八戸市			○
				計	5	10	97

## (2) 各都道府県市の掘り起こし調査内容、進捗率及び掘り起こし調査完了日について

○自家用電気工作物設置者を対象とした調査 平成29年8月時点

自治体名	調査対象事業者数	回答事業者数	進捗率(%)	調査完了(予定)日	調査対象及び調査方法	備考
001 北海道	25,515	12,553	49	平成32年3月	平成26年に平成28年の一部を追加	建築基準法届出、ビル管理法届出、不動産登記簿に基づく事業者(1,323件)に対する調査を予定
002 青森県	2,159	1,921	88	平成31年3月	平成26年及び平成28年	八戸市を分離
003 岩手県	6,459	2,776	42	平成33年3月	平成26年に平成28年の一部を追加	
004 宮城県	8,627	7,015	81	平成30年3月	平成26年	
005 秋田県	6,387	4,457	69	平成33年3月	平成26年に平成28年の一部を追加	
006 山形県	6,948	0	0	平成33年3月	平成28年	
007 福島県	9,209	4,714	51	平成34年3月	平成26年	
008 茨城県	17,382	11,108	63	平成31年3月	平成26年	
009 栃木県	11,647	7,004	60	平成32年3月	平成26年に平成28年の一部を追加	
010 群馬県	13,124	6,210	47	平成31年3月	平成26年	
011 埼玉県	27,842	19,598	70	平成32年3月	平成26年	昭和52年3月以前の建物の管理者(所有者)に対する調査を検討中
012 千葉県	20,947	10,780	51	平成30年3月	平成26年	安定器や電気工作物以外の電気機器を対象とした掘り起こし調査を検討中
013 東京都	67,463	52,042	77	平成31年3月	平成26年	
014 神奈川県	14,236	7,406	52	平成33年	平成26年	
015 新潟県	14,911	9,712	65	未定	平成26年	
016 富山県	4,722	3,640	77	未定	平成26年	
017 石川県	5,515	723	13	平成34年3月	平成28年	地方公共団体(市町・一部事務組合・広域連合・協議会)(46件)に対する調査を実施
018 福井県	7,618	5,145	67	平成32年3月	平成26年	
019 山梨県	3,846	2,547	66	平成32年3月	平成26年	
020 長野県	13,730	12,627	91	平成33年3月	平成26年	
021 岐阜県	13,425	8,747	65	平成32年3月	平成26年	
022 静岡県	17,260	10,000	57	平成32年3月	平成26年	
023 愛知県	27,874	18,158	65	平成32年6月		建物課税台帳情報または建物登記情報(90,000件)に対する調査を予定
024 三重県	13,030	8,398	64	平成30年3月	平成26年に平成28年の一部を追加	その他電気絶縁物処理協会リスト事業者(1,200件)を調査を実施、別途法務局建物登記情報による安定器調査を検討中
025 滋賀県	7,070	5,217	73	平成30年12月	平成26年	安定器掘り起こし調査を検討中
026 京都府	3,424	1,605	46	平成30年8月	平成26年(平成28年データの一部を追加を検討)	
027 大阪府	16,871	7,057	41	平成30年3月	平成26年	経済センサス基礎調査結果に基づく従業員10名以上の事業者(21,855件)に対する調査を実施
028 兵庫県	16,533	7,997	48	平成31年9月	平成28年	
029 奈良県	5,779	5,064	87	平成32年3月	平成26年(平成28年データの一部を追加を検討)	昭和52年以前建築建物所有者に対する調査を検討中
030 和歌山県	3,391	2,510	74	平成32年3月	平成26年	市町村(和歌山市を除く29件)に対する調査を実施
031 鳥取県	3,700	3,530	95	平成29年12月	平成26年	経済センサス情報を基に自家用電気工作物設置者リストを除いた従業員数10名以上の事業者(3,032件)を対象としたアンケート調査を実施

○自家用電気工作物設置者を対象とした調査 平成29年8月時点

自治体名	調査対象事業者数	回答事業者数	進捗率 (%)	調査完了 (予定) 日	調査対象及び調査方法	備考
032 島根県	6,302	5,559	88	平成29年10月	平成26年及び未回答/未達事業所で、NTTタウンページデータによっても該当者が見つけられなかった事業所等の調査	平成25年環境省モデル事業を活用した掘り起こし調査の未達事業所で、NTTタウンページデータによっても該当者が見つけられなかった事業所等(532件)の調査の実施
033 岡山県	6,009	5,633	93	平成29年10月	平成26年	NTTタウンページデータに基づく事業者(30,000件)を対象とした周知を実施
034 広島県	8,044	6,649	82	平成29年9月	平成26年及び平成28年	その他PCB使用電気工作物設置届出者のうち自家用電気工作物設置者リストから漏れていた事業者(6件)の調査を実施
035 山口県	6,642	6,059	91	平成29年10月	平成26年	平成24年経済センサス・基礎調査結果に基づく、従業員数10人以上の事業者31,528事業者から調査対象事業者として抽出した12,086事業者(未達を含む)を対象としたアンケート調査を実施
036 徳島県	3,888	3,888	100	平成29年9月	平成26年	その他電気絶縁物処理協会情報に基づく事業者(4,903者)に対するアンケート調査を実施
037 香川県	5,000	5,000	100	平成29年5月	平成26年	
038 愛媛県	4,967	4,790	96	平成29年12月	平成26年	平成24年経済センサス・基礎調査結果に基づく、従業員数5人以上99人以下の事業者(12,226件)を対象としたアンケート調査を実施
039 高知県	3,361	2,673	79	平成29年12月	平成26年	その他電気保安協会の所有するPCB機器所有者リストから県が保有するリストを突合したデータ(2,417事業者)の調査を実施
040 福岡県	13,642	12,847	94	平成29年10月	平成26年に平成28年の一部を追加	平成24年度(約17,500事業者)及び平成26年度(約35,000事業者)に経済センサスデータを基にアンケート調査を実施
041 佐賀県	5,457	2,775	50	平成29年11月	平成28年	その他高圧受電設備を持つ事業所(4,932事業所)の調査を実施
042 長崎県	4,574	4,419	96	平成29年9月	平成26年	平成21年経済センサス・基礎調査結果に基づく従業員5名以上の事業者に対するアンケート調査に加えて、電気絶縁物処理協会データ(281事業所)に基づく掘り起こし調査を実施
043 熊本県	8,786	8,786	100	平成29年3月	平成26年に平成28年の一部を追加	
044 大分県	5,063	4,802	94	平成29年10月	平成26年に平成28年の一部を追加	NTTタウンページデータ(25,000件)に基づく事業者を対象としたアンケート調査
045 宮崎県	5,648	5,648	100	平成29年11月	平成26年に平成28年の一部を追加	
046 鹿児島県	10,043	8,057	80	平成29年12月	平成26年に平成28年の一部を追加	
047 沖縄県	5,758	3,250	56	平成29年12月	平成26年	
050 旭川市	1,981	1,715	86	平成29年12月	平成26年に平成28年の一部を追加	
051 札幌市	9,731	5,311	54	平成32年3月	平成26年度 経済センサス活動調査結果から自家用データを抽出	経済センサス活動調査結果に基づく事業者(46,629件)に対する調査を実施
052 函館市	1,584	810	51	平成33年3月	平成26年に平成28年の一部を追加	
054 仙台市	6,360	3,782	59	平成31年12月	平成26年	家屋課税台帳情報による安定器調査を検討中
055 千葉市	3,678	1,133	30	平成31年6月	平成28年	
056 横浜市	14,941	3,061	20	平成33年4月	平成26年	
057 川崎市	4,811	2,282	47	未定	平成26年	
058 横須賀市	1,349	776	57	平成31年3月	平成26年に平成28年の一部を追加	
059 新潟市	5,790	5,213	90	平成30年11月	平成26年に平成28年の一部を追加	

○自家用電気工作物設置者を対象とした調査（平成29年8月時点）

自治体名	調査対象事業者数	回答事業者数	進捗率(%)	調査完了(予定)日	調査対象及び調査方法	備考
060 金沢市	3,707	0	0	平成32年3月	平成28年	
061 岐阜市	2,731	1,481	54	平成31年3月	平成26年に平成28年の一部を追加	
062 静岡市	5,152	361	7	平成33年3月	平成28年	
063 浜松市	5,217	3,821	73	平成33年3月	平成26年に平成28年の一部を追加	
064 名古屋市	9,924	5,610	56	平成32年6月	平成26年	
065 京都市	3,769	1,173	31	平成30年3月	平成28年	
066 大阪市	26,267	9,939	37	平成33年3月	平成26年	大阪市独自の事業者データベース及び経済センサス（従業員10人以上）に基づく事業所（40,000件）に対する安定器掘り起こし調査を予定
067 堺市	2,920	1,963	67	平成33年3月	平成26年	
068 東大阪市	5,342	32	0	未定	平成26年に平成28年の一部を追加	
069 神戸市	8,352	6,737	80	平成32年10月	平成26年	
070 姫路市	3,488	3,246	93	平成31年3月	平成26年	平成28年度提供自家用電気工作物設置者の一部（平成26年度版との重複等を除外したもの132件）に対する調査世予定
071 尼崎市	1,735	1,598	92	未定	平成26年及び平成28年	
072 和歌山市	2,314	1,605	69	平成31年3月	平成26年	
073 広島市	5,313	5,136	96	平成29年10月	平成26年	
074 呉市	1,326	1,240	93	平成29年12月	平成26年	
075 下関市	1,303	1,303	100	平成29年12月	平成26年	平成24年経済センサス・基礎調査結果に基づく、従業員数10人以上の事業所（2,447件）を対象としたアンケート調査を実施
076 北九州市	—	—	—	—	—	市内全事業者に対して調査完了
077 福岡市	7,108	6,833	96	平成29年10月	平成26年	①平成15年以前に建築された1,000㎡の倉庫・工場・店舗、病院（1192件）を対象とした、PCB含有電気機器の有無及び使用状況調査（平成22、23年度実施） ②昭和52年3月以前の建築物の所有者（14,950件）に対する安定器確認通知文の送付（ビル管法の特定建築物にも再送付）（回答は求めていない）
078 大牟田市	696	497	71	平成29年9月	平成26年	固定資産税情報に基づくS52年以前の建築物の所有者（2,500件）に対するアンケート調査を予定
079 長崎市	1,905	1,905	100	平成29年7月	平成26年	平成24年経済センサス・基礎調査結果に基づく従業員5人以上の事業所（7,659件）に対するアンケート調査の実施
080 佐世保市	1,223	1,223	100	平成29年7月	平成26年	その他電気絶縁物処理協会情報に基づく事業者（66者）に対するアンケート調査を実施
081 熊本市	3,093	2,434	78	平成29年12月	平成26年	経済センサスデータ及び固定資産税データに基づく事業者（3,924件）に対する調査を実施
088 大分市	568	568	100	平成29年2月	平成26年	
082 鹿児島市	2,990	2,990	100	平成29年9月	平成26年	安定器掘り起こし調査を検討中
083 岡山市	4,679	4,679	100	平成29年8月	平成26年	
084 宇都宮市	2,829	2,645	93	平成32年2月	平成26年	

○自家用電気工作物設置者を対象とした調査（平成29年8月時点）

自治体名	調査対象事業者数	回答事業者数	進捗率(%)	調査完了(予定)日	調査対象及び調査方法	備考
085 富山市	2,910	2,758	94	平成33年6月	平成26年	
086 秋田市	1,999	1,759	87	平成31年3月	平成26年	
087 郡山市	1,865	1,305	69	平成31年3月	平成26年	
089 松山市	2,212	2,212	100	平成29年3月	平成26年	
090 豊田市	2,787	2,779	99	平成29年9月	平成26年に平成28年の一部を追加	昭和52年以前建築建物所有者（1,592件）に対する調査を実施
091 福山市	3,856	3,781	98	平成29年10月	平成26年	電気絶縁物処理協会リストに基づく事業者（362件）に対する調査を実施
092 高知市	1,583	1,396	88	平成29年11月	平成26年	その他電気保安法人顧客リスト（1,813事業者）に基づく調査を予定
093 宮崎市	2,575	2,276	88	平成29年11月	平成26年	
094 いわき市	2,703	0	0	平成31年2月	平成28年	家屋課税台帳に基づく事業者（5,000件）に対する調査を予定
095 長野市	2,536	2,148	84	平成31年3月	平成26年に平成28年の一部を追加	
096 豊橋市	1,987	1,426	71	平成32年9月	平成26年	固定資産税情報に基づくS52年以前の建築物の所有者（1,800件）に対する調査を予定
097 高松市	2,987	2,987	100	平成29年8月	平成26年	
098 相模原市	2,857	1,895	66	平成32年3月	平成26年	
099 西宮市	2,216	1,967	88	平成30年3月	平成26年に平成28年の一部を追加	
100 倉敷市	2,965	2,638	88	平成29年12月	平成26年	その他電気関係報告規則に基づくPCB含有電気工作物届出事業者（121件）の調査を実施
101 さいたま市	5,408	4,018	74	平成31年3月	平成26年	
102 奈良市	1,339	489	36	平成31年3月	平成28年提供自家用電気工作物設置者	従業員数5名以上の事業所（3,609件）に対する調査を実施
103 川越市	1,740	895	51	平成33年3月	平成28年	
104 船橋市	1,869	900	48	平成31年3月	平成26年	家屋課税台帳に基づく昭和52年3月以前の事業用建造物（11,000件）に対する調査を予定
105 岡崎市	1,215	1,130	93	平成33年3月	平成26年	課税台帳登記情報（3,000件）による安定器掘り起し調査実施検討中
106 高槻市	975	463	47	未定	平成26年	
108 青森市	1,278	966	75	平成32年3月	平成26年に平成28年の一部を追加	
109 八王子市	2,296	1,670	72	未定	平成26年	
110 盛岡市	2,086		0	平成32年6月	平成28年	
111 柏市	1,719	1,034	60	平成30年3月	平成28年	
112 久留米市	1,950	1,928	98	平成29年9月	平成26年	
114 前橋市	1,922	1,294	67	平成31年3月	平成26年	
115 大津市	1,282	917	71	未定	平成26年	
116 高崎市	1,922	1,400	72	未定	平成26年	
118 豊中市	796	429	53	平成32年3月	平成26年	
119 那覇市	1,208	1,208	100	平成29年9月	平成26年	資産税課家屋データに基づき、建築年数で精査した事業者に対する安定器掘り起し調査を検討中
120 枚方市	1,627	1,185	72	平成32年3月	平成26年に平成28年の一部を追加	
121 越谷市	1,337	740	55	平成33年3月	平成26年に平成28年の一部を追加	
122 八戸市	902	627	69	平成32年3月	平成26年に平成28年の一部を追加	

●独自のPCB廃棄物等に係る掘り起こし調査の進捗率

自治体名	調査対象事業者数	回答事業者数	進捗率 (%)	調査完了 (予定) 日	調査対象及び調査方法	備考
001 北海道	1,323	0	0	平成32年3月	建築基準法届出、ビル管理法届出、不動産登記簿	
002 青森県	—	—	—	—	—	
003 岩手県	—	—	—	—	—	
004 宮城県	—	—	—	—	—	
005 秋田県	—	—	—	—	—	
006 山形県	—	—	—	—	—	
007 福島県	—	—	—	—	—	
008 茨城県	—	—	—	—	—	
009 栃木県	—	—	—	—	—	
010 群馬県	—	—	—	—	—	
011 埼玉県	確認中	0	0	平成30年3月	昭和52年3月以前の建物の管理者 (所有者)	
012 千葉県	確認中	0	0	平成33年3月	安定器や電気工作物以外の電気機器を対象とした掘り起こし調査	
013 東京都	—	—	—	—	—	
014 神奈川県	—	—	—	—	—	
015 新潟県	—	—	—	—	—	
016 富山県	—	—	—	—	—	
017 石川県	46	46	100	平成28年11月	地方公共団体 (市町・一部事務組合・広域連合・協議会)	
018 福井県	—	—	—	—	—	
019 山梨県	—	—	—	—	—	
020 長野県	—	—	—	—	—	
021 岐阜県	—	—	—	—	—	
022 静岡県	—	—	—	—	—	
023 愛知県	90,000	0	0	平成32年6月	建物課税台帳情報または建物登記情報	
024 三重県	1,200	1,200	100	平成24年度	電気絶縁物処理協会リストによる調査を完了、法務局建物登記情報による安定器調査を検討中	
025 滋賀県	—	—	—	平成33年3月	安定器掘り起こし調査を検討中	
026 京都府	—	—	—	—	—	
027 大阪府	21,855	9,839	45	平成30年3月	経済センサス基礎調査結果に基づく従業員10名以上の事業者	
028 兵庫県	—	—	—	—	—	
029 奈良県	確認中	0	0	平成32年3月	昭和52年以前建築建物所有者	
030 和歌山県	29	29	100	平成28年3月	市町村 (和歌山市を除く)	
031 鳥取県	3,032	2,621	86	平成30年3月	経済センサス情報を基に自家用電気工作物設置者リストを除いた従業員数10名以上の事業者を対象としたアンケート調査	
032 島根県	532	372	69	平成29年12月	平成25年環境省モデル事業を活用した掘り起こし調査の未達事業所で、NTTタウンページデータによっても該当者が見つけられなかった事業所等の調査	
033 岡山県	30,000	0	0	平成29年10月	NTTタウンページデータに基づく事業者を対象とした周知	
034 広島県	6	5	83	平成29年9月	PCB使用電気工作物設置届出者のうち自家用電気工作物設置者リストから漏れていた事業者に対するアンケート調査	

●独自のPCB廃棄物等に係る掘り起こし調査の進捗率

自治体名	調査対象事業者数	回答事業者数	進捗率 (%)	調査完了 (予定) 日	調査対象及び調査方法	備考
035 山口県	10,937	10,590	96	平成29年10月	平成24年経済センサス・基礎調査結果に基づく、従業員数10以上の事業者31,528事業者から調査対象事業者として抽出した12,086事業者（未達を含む）を対象としたアンケート調査	
036 徳島県	4,903	4,903	100	平成29年9月	平成26年及び電気絶縁物処理協会リスト等を活用した「掘り起こし調査」の結果得られた未達事業所、未回答事業所、対象機器保有事業所（未処理）及び濃度不明機器保有事業所に加えて、昭和51年度未までに建築された建物を保有する一部事業者	
037 香川県	—	—	—	—	—	
038 愛媛県	12,226	4,578	37	平成29年12月	—	平成24年経済センサス・基礎調査結果に基づく、従業員数5人以上99人以下の事業者を調査対象としたアンケート調査
039 高知県	2,417	2,417	100	平成29年3月	県が所有するPCB特措法届出リスト、経済産業省提供PCB工作物設置者リスト、平成25,26実施のアンケート調査に係る自家用電気工作物設置者リストを電気保安協会の所有するPCB機器所有者リストと突き合わせを行い、県が所有するリストから漏れているPCB機器所有者 産業保安監督部提供情報との統合による精査を実施	
040 福岡県	52,672	—	—	平成27年3月	平成24年度（約17,500事業者）及び平成26年度（約35,000事業者）に経済センサスデータを基にアンケート調査を実施。	
041 佐賀県	4,932	4,932	100	完了	高圧受電設備を持つ事業所等を対象とした聞き取り調査（5,032件、うち現地調査1,703件）【平成14年度電気保安協会に委託し実施】	
042 長崎県	12,574	5,899	46	平成25年10月	平成21年経済センサスー基礎調査結果に基づく従業員5名以上の事業者に対するアンケート調査に加えて、電気絶縁物処理協会データ（281事業所）に基づく掘り起こし調査を平成29年5月に終了	
043 熊本県	—	—	—	—	—	
044 大分県	25,000	0	0	未定	NTTタウンページデータに基づく事業者を対象としたアンケート調査	
045 宮崎県	—	—	—	—	—	
046 鹿児島県	—	—	—	—	—	
047 沖縄県	—	—	—	—	—	
050 旭川市	—	—	—	—	—	
051 札幌市	46,629	25,176	53	平成38年3月	経済センサス活動調査結果	
052 函館市	—	—	—	—	—	
054 仙台市	—	—	—	—	—	家屋課税台帳情報による安定期調査を検討中
055 千葉市	—	—	—	—	—	
056 横浜市	—	—	—	—	—	
057 川崎市	—	—	—	—	—	
058 横須賀市	—	—	—	—	—	
059 新潟市	—	—	—	—	—	
060 金沢市	—	—	—	—	—	



●独自のPCB廃棄物等に係る掘り起こし調査の進捗率

自治体名	調査対象事業者数	回答事業者数	進捗率 (%)	調査完了 (予定) 日	調査対象及び調査方法	備考
061 岐阜市	—	—	—	—	—	
062 静岡市	—	—	—	—	—	
063 浜松市	—	—	—	—	—	
064 名古屋市	—	—	—	—	—	
065 京都市	—	—	—	—	—	
066 大阪市	45,000	0	0	平成33年3月	大阪市独自の事業者データベース及び経済センサス（従業員10人以上）に基づく事業所（安定器掘り起こし調査）	
067 堺市	—	—	—	—	—	
068 東大阪市	—	—	—	—	—	
069 神戸市	—	—	—	—	—	
070 姫路市	132	—	—	—	平成28年度提供自家用電気工作物設置者の一部（平成26年度版との重複等を除外したもの）	
071 尼崎市	—	—	—	—	—	
072 和歌山市	—	—	—	—	—	
073 広島市	—	—	—	—	—	
074 呉市	—	—	—	—	—	
075 下関市	2,447	1,397	57	平成26年度	平成24年経済センサス・基礎調査結果に基づく、従業員数10以上の事業所を対象としたアンケート調査	
076 北九州市	53,616	—	—	平成27年1月	「事業所・企業統計調査結果」及び「経済センサス基礎調査結果」に基づく事業者に対するアンケート調査	
077 福岡市	1,192	719	60	平成22, 23年度	①平成15年以前に建築された1,000㎡の倉庫・工場・店舗, 病院（1192件）を対象とした、PCB含有電気機器の有無及び使用状況調査（平成22, 23年度実施）	
078 大牟田市	2,500	0	0	平成32年5月	固定資産税情報に基づくS52年以前の建築物の所有者に対するアンケート調査	
079 長崎市	7,659	3,378	44	平成26年3月	平成24年経済センサス基礎調査結果に基づく従業員5人以上の事業所に対するアンケート調査	本調査のフォローとして、自家用電気工作物設置事業場の調査を実施した。また、H30年度に安定器のための掘り起こし調査を予定しているため、本調査はH26.3完了とした。
080 佐世保市	66	66	100	平成29年6月	電気絶縁物処理協会情報に基づく事業者に対するアンケート調査	
081 熊本市	3,924	902	22	平成32年6月	経済センサスデータ及び固定資産税データに基づく事業者に対する調査	
082 鹿児島市	—	—	—	—	安定器掘り起こし調査を検討中	
083 岡山市	—	—	—	—	—	
084 宇都宮市	—	—	—	—	—	
085 富山市	—	—	—	—	—	
086 秋田市	—	—	—	—	—	
087 郡山市	—	—	—	—	—	
088 大分市	—	—	—	—	—	
089 松山市	—	—	—	—	—	
090 豊田市	1,592	811	50	平成32年3月	昭和52年以前建築建物所有者	
091 福山市	362	175	48	平成29年11月	電気絶縁物処理協会リスト	
092 高知市	1,813	0	0	平成29年7月	電気保安法人顧客リストに基づく、電気保安法人による訪問調査	
093 宮崎市	—	—	—	—	—	
094 いわき市	5,000	0	0	平成32年2月	家屋課税台帳	

●独自のPCB廃棄物等に係る掘り起こし調査の進捗率

自治体名	調査対象事業者数	回答事業者数	進捗率(%)	調査完了(予定)日	調査対象及び調査方法	備考
095 長野市	—	—	—	—	—	
096 豊橋市	1,800	0	0	平成32年9月	固定資産税情報に基づくS52年以前の建築物の所有者に対する調査	
097 高松市	—	—	—	—	—	
098 相模原市	—	—	—	—	—	
099 西宮市	—	—	—	—	—	
100 倉敷市	121	121	100	平成29年3月	電気関係報告規則に基づくPCB含有電気工作物届出事業者に対する立入及び電話による追跡調査	
101 さいたま市	—	—	—	—	—	
102 奈良市	3,609	1,764	48	平成30年10月	従業員数5名以上の事業所	
103 川越市	—	—	—	—	—	
104 船橋市	11,000	0	0	平成34年3月	家屋課税台帳に基づく昭和52年3月以前の事業用建築物	
105 岡崎市	3,000	0	0	平成33年3月	課税台帳登記情報による安定器掘り起こし調査実施予定	
106 高槻市	—	—	—	—	—	
108 青森市	—	—	—	—	—	
109 八王子市	—	—	—	—	—	
110 盛岡市	—	—	—	—	—	
111 柏市	—	—	—	—	—	
112 久留米市	—	—	—	—	—	
114 前橋市	—	—	—	—	—	
115 大津市	—	—	—	—	—	
116 高崎市	—	—	—	—	—	
118 豊中市	—	—	—	—	—	
119 那覇市	確認中	0	0	未定	資産税課家屋データに基づき、建築年数で精査した事業者に対する安定器掘り起こし調査	
120 枚方市	—	—	—	—	—	
121 越谷市	—	—	—	—	—	
122 八戸市	—	—	—	—	—	

## 2. 処理が滞っている事案について

### (1) 排出事業者不明等による処理が滞っている事案について

① 平成27年10月15日付事務連絡「排出事業者不明等により PCB 廃棄物の処理が滞っている事例に関する調査について」において行った調査及び昨年度の調査において、当該調査以降に新たに把握された事案の詳細について、別紙に御回答ください。なお、上記調査で御回答いただいた内容は予め別紙に記載されておりますので、変更があった事例については当該変更箇所を赤字で記載してください。

調査対象 116自治体

自治体名	処理が滞っている事案 (件数)	自治体名	処理が滞っている事案 (件数)	自治体名	処理が滞っている事案 (件数)
001 北海道	30	041 佐賀県	1	084 宇都宮市	0
002 青森県	4	042 長崎県	1	085 富山市	0
003 岩手県	3	043 熊本県	0	086 秋田市	0
004 宮城県	5	044 大分県	0	087 郡山市	0
005 秋田県	0	045 宮崎県	9	088 大分市	0
006 山形県	3	046 鹿児島県	0	089 松山市	0
007 福島県	12	047 沖縄県	0	090 豊田市	0
008 茨城県	1	050 旭川市	0	091 福山市	0
009 栃木県	0	051 札幌市	4	092 高知市	1
010 群馬県	4	052 函館市	1	093 宮崎市	0
011 埼玉県	8	054 仙台市	0	094 いわき市	1
012 千葉県	7	055 千葉市	0	095 長野市	3
013 東京都	2	056 横浜市	4	096 豊橋市	1
014 神奈川県	2	057 川崎市	0	097 高松市	1
015 新潟県	17	058 横須賀市	0	098 相模原市	0
016 富山県	5	059 新潟市	1	099 西宮市	0
017 石川県	19	060 金沢市	0	100 倉敷市	2
018 福井県	6	061 岐阜市	1	101 さいたま市	2
019 山梨県	1	062 静岡市	0	102 奈良市	2
020 長野県	8	063 浜松市	2	103 川越市	0
021 岐阜県	3	064 名古屋市	10	104 船橋市	0
022 静岡県	4	065 京都市	1	105 岡崎市	0
023 愛知県	9	066 大阪市	100	106 高槻市	0
024 三重県	5	067 堺市	0	108 青森市	2
025 滋賀県	2	068 東大阪市	1	109 八王子市	0
026 京都府	4	069 神戸市	0	110 盛岡市	0
027 大阪府	1	070 姫路市	0	111 柏市	0
028 兵庫県	0	071 尼崎市	2	112 久留米市	1
029 奈良県	0	072 和歌山市	0	114 前橋市	0
030 和歌山県	10	073 広島市	0	115 大津市	0
031 鳥取県	5	074 呉市	0	116 高崎市	1
032 島根県	0	075 下関市	0	118 豊中市	0
033 岡山県	1	076 北九州市	0	119 那覇市	0
034 広島県	6	077 福岡市	0	120 枚方市	0
035 山口県	0	078 大牟田市	0	121 越谷市	0
036 徳島県	0	079 長崎市	0	122 八戸市	0
037 香川県	2	080 佐世保市	0		
038 愛媛県	1	081 熊本市	1		
039 高知県	0	082 鹿児島市	0		
040 福岡県	2	083 岡山市	1	計	349

### 3. その他 PCB 廃棄物対策に関する自由意見 <重複あり>

#### ●掘り起こし調査の調査方法・リストについて 8件

- ・ 調査対象事業者に対して、一斉に調査票を郵送し未回答および未達のフォローアップを行っていく方法では、本市の対象事業者数と担当職員数に鑑みて、確実なフォローアップ調査を行うことが難しいとの判断から、本市の調査実施方法は、毎月40程度の事業者に調査票を郵送し、調査票の回収、フォローアップ調査を行う形で実施しており、少数の事業者を確実に調査していくことを毎月繰り返すことにより、平成33年3月終了を予定している。また、掘り起こし調査と並行して、保管事業者の立入検査を行い、適正保管および早期処理の指導を行っている。
- ・ 期限内に発見が漏れた事業者に対する対応方針を示していただきたい。（「全て処分した」として PCB 特措法様式第4号を届け出た事業者から「まだありました」と連絡があった事例有り。今後も同様の可能性は否定できない。）
- ・ 掘り起こし対象となる事業者には、既に事業を廃止している事業者も含まれるべきであると思われるが、当該事業者を把握する手法について検討いただきたい。また、自宅兼事業所で事業を営んでいる者の PCB 廃棄物の保有の可能性についてお示しいただきたい。
- ・ ほぼ全ての施設において、「届出者住所」が「設置場所住所」と同じになっており、中継所、発電所、倉庫、ポンプ場など常時駐在するものがない施設の送付先が不明であり、調査が難航している。北陸産業保安監督署では「届出者住所」を正確に管理しているため、それが反映されたリストの提供を要望する。
- ・ 平成29年7月に環境省から示された「PCB 廃棄物等の掘り起こし調査マニュアル（第4版暫定版）」で、新たに PCB 使用安定器の調査方法について示されました。当該マニュアルでは、「自家用電気工作物設置者」に対してアンケート調査することで基本的に調査対象事業者は網羅されるものと考えられるが、さらに漏れなく掘り起こしを行うため、自家用電気工作物設置者への調査のほかに、以下の手順で調査を実施することが適当であるとされています。現在本市で進めている自家用電気工作物を対象とした掘り起こし調査に加えて、PCB 使用安定器の調査を処分期限までに終えるようにするには、調査対象が一桁上がるのが想定されることから、調査費用の確保や調査後のフォロー調査及び最終通知を見越した人員配置も必要となります。そのため、PCB 使用安定器の調査を行う場合には、人事・財政当局との交渉が必要となりますが、その際、これまで自家用電気工作物設置者へアンケート調査を行えばよいとしてきた環境省の考え方は変更がないのか問われることが想定されます。結局のところ、PCB 使用安定器の調査は実施しなければいけないのか、実施するのであれば財政的・人的な支援の考え方についてどのようにお考えであるか、早急に示していただきたい。
- ・ 自家用電気工作物、安定器以外の掘り起こし調査の対象項目について、今後増加する見込みがあるものを教えて頂きたい。
- ・ 掘り起こし調査のフォローアップ調査①にて、対象事業場の電気主任技術者や、事業場の建築業者に問い合わせを行った際に、「平成に入ってから建てた新しい建物なので、PCB 含

有機器は使用していない」という回答が複数の事業場の問い合わせの際に聞かれた。(他の事業場から PCB 廃棄物を持ち込んだ場合を除き) 建築物の建築年月を参考にたとえば「平成〇〇年以降に建てられた事業場は掘り起こし調査対象外とみなして構わない」といった線引きを作ることはできないか。

- ・ 高濃度 PCB 含有電気工作物管理状況届出書の情報について、自治体へ早急に提供するように経済産業省への働きかけをお願いしたい。

### ●掘り起こし調査に対する財政支援について 2 件

- ・ 地方自治体が掘り起こし調査を円滑に行えるよう、財政的支援を実施されたい。
- ・ PCB 特措法の改正により、PCB 廃棄物保管事業者はその処分の委託を、PCB 使用機器所有事業者はその廃棄及び処分の委託を、これまでの計画的処理完了期限の 1 年前まで(処分期間)に行うよう義務付けられた。このことにより、都道府県市は、保管事業者等に対する PCB 廃棄物の早期処理等の働きかけを、早急に進めなければならないことから、その対応に多くの人手をかけざるをえず、非常に大きな事務的な負担となる。また、高濃度 PCB 廃棄物に関し、保管事業者が不明である事案等については、都道府県市はその代執行を行うことができるとされた。これにより、代執行に係る事務及びその経費負担(代執行費用)が新たに発生するため、排出事業者責任を徹底的に追及しても、行政代執行に要する費用を事業者から徴収することが困難な事例も発生することが見込まれる。

このため、PCB 特措法の一部改正により発生する事務の執行に必要な経費について、確実に財政措置を講じていただきたい。特に、代執行を行わなければならない自治体に財政負担が生じることのないよう、財政措置を確実に講じる必要がある。

### ●安定器に関する掘り起こし調査について 28 件

#### ○マニュアルに関して

- ・ 安定器掘り起こし調査マニュアル発出のため、関係省庁との調整を早期に整えること。
- ・ 掘り起こし調査マニュアルにおいて、安定器に関しては、法務局から登記情報を受領することと記載されている。登記内容の入手のため、請求を 1 件ずつ行うことは事実上不可能であることから、環境省の責任において、法務省からのデータでの入手が可能になるよう、手続きいただきたい。なお、本県においては、当該調査を本年度からの 2 ヶ年事業の予定で、予算を措置しているが、入手のための手続きがこれ以上遅延すれば、本年度の事業を断念せざるを得ない事態も想定される。その場合、次年度で措置すべき予算は 2 年で予定している予算の 1.5 倍以上になる見込みであり、早急に手続きいただきたい。
- ・ PCB 廃棄物等の掘り起こし調査マニュアル(第 4 版暫定版)より、昭和 52 年 3 月以前に建てられた建物の建物登記簿情報は管轄の地方法務局に提供を依頼することにより入手することとなっているが、情報が調査対象事業者リストという形で得られない場合の代替案を教えてください。
- ・ 調査対象の設定方法についてマニュアルで示していただきたい。
- ・ 環境省の「PCB 廃棄物等の掘り起こし調査マニュアル(暫定版)」に記載された調査方法に

については、地方法務局や市町村から建築物リストの提供を断られているため、実施が極めて困難な状況にあります。期限内に調査に着手できるよう、関係省庁間の連携について、特段のご配慮をお願いします。

また、建築物の照明に使用された安定器の全数調査については、高所作業を伴うこともあるため、100万円以上の高額な費用が必要になることもあるようです。安定器の適正な処理を推進するため、調査費用に対する補助制度の創設の検討をお願いします。

- ・ 掘り起こし調査マニュアル第4版（暫定版）により安定器の掘り起こし調査が新しく追加され、県の場合は法務局の建物登記情報を基に調査を行うこととなっている。しかし、地方法務局からは、県内全域の建物登記情報の取得は技術的に困難であり、法務省と環境省の協議を待って対応すると回答を得ているため、省庁間の協議が整うまでは調査対象者の情報が準備できない状況である。特に西日本では、処分期限が迫っており、早期に安定器の掘り起こし調査を完了させる必要があるため、法務省との協議を早急に整え、掘り起こしマニュアルの確定を行っていただきたい。
- ・ マニュアル第4版暫定版に基づき、法務局に建物登記情報の提供を求めたが、環境省との協議未了を理由に提供が得られていない。調査事業予算の確保にあたって業務の数量が把握できない。また、建物登記情報では調査先の選定に膨大な事務が生じるほか、不確実性が大きく現実的な方法ではないと考えます。自治体においても対応を検討していますが、国においても検討いただくとともに、自家用電気工作物と同様にリストの提供を行って頂きたい。
- ・ 安定器掘り起こし調査票について、安定器がどのようなものに取り付けられているか分かりづらいとの指摘があった。安定器が取り付けられている恐れのある全てのものを例示して欲しい。
- ・ 平成29年7月に環境省から示された「PCB廃棄物等の掘り起こし調査マニュアル（第4版暫定版）」で、新たにPCB使用安定器の調査方法について示されました。当該マニュアルでは、「自家用電気工作物設置者」に対してアンケート調査することで基本的に調査対象事業者は網羅されるものと考えられるが、さらに漏れなく掘り起こしを行うため、自家用電気工作物設置者への調査のほかに、以下の手順で調査を実施することが適当である。」とされています。現在本市で進めている自家用電気工作物を対象とした掘り起こし調査に加えて、PCB使用安定器の調査を処分期限までに終えるようにするには、調査対象が一桁上がることが想定されることから、調査費用の確保や調査後のフォロー調査及び最終通知を見越した人員配置も必要となります。そのため、PCB使用安定器の調査を行う場合には、人事・財政当局との交渉が必要となりますが、その際、これまで自家用電気工作物設置者へアンケート調査を行えばよいとしてきた環境省の考え方は変更がないのか問われることが想定されます。結局のところ、PCB使用安定器の調査は実施しなければいけないのか、実施するのであれば財政的・人的な支援の考え方についてどのようにお考えであるか、早急に示していただきたい。
- ・ 固定資産課税台帳等が必要となった場合に、税情報が含まれることを理由として交付を断られ、調査が滞るケースがあることから、総務省など関係省庁から調査に協力すべき旨の

通知等が関係各所へ発出されるよう調整いただきたい。特に、安定器の調査に当たっては、建物の建築年月日が調査全体に大きく影響することから、早急な発出（可能な限り今年中）を希望する。

## ○リストに関して

- ・ 安定器掘り起こし調査に係る対象施設及び施設保有事業者の連絡先については、予め連絡先を整理し、未達事業所数を減らして、効率的な掘り起こし調査を実施する必要がある。については、環境省で前もってデータ整理（送付先住所を NTT タウンページデータと突合する等）した上で、都道府県に配布願いたい。
- ・ 来年度の予算要求に間に合わせるため、建物の建物登記簿情報を平成 29 年 9 月末までに提供いただきたい。また、その提供時期の予定について連絡をいただきたい。
- ・ 掘り起こし調査マニュアルにおいて、安定器に関しては、法務局から登記情報を受領することと記載されている。登記内容の入手のため、請求を 1 件ずつ行うことは事実上不可能であることから、環境省の責任において、法務省からのデータでの入手が可能になるよう、手続きいただきたい。なお、本県においては、当該調査を本年度からの 2 ヶ年事業の予定で、予算を措置しているが、入手のための手続きがこれ以上遅延すれば、本年度の事業を断念せざるを得ない事態も想定される。その場合、次年度で措置すべき予算は 2 年で予定している予算の 1.5 倍以上になる見込みであり、早急に手続きいただきたい。
- ・ 調査対象者のリストとなる資産課税台帳の取得について、関係省庁との調整を進められたい。取得が困難である場合には、代替となるリストの入手方法の案をご教示いただきたい。
- ・ PCB 廃棄物等の掘り起こし調査マニュアル（第 4 版暫定版）より、昭和 52 年 3 月以前に建てられた建物の建物登記簿情報は管轄の地方法務局に提供を依頼することにより入手することとなっているが、情報が調査対象事業者リストという形で得られない場合の代替案を教えてください。
- ・ PCB 含有安定器の掘り起こし調査の対象事業者について、掘り起こし調査マニュアル第 4 版のとおり、課税台帳における登記に係る情報を用いて行う予定です。しかしながら、税務局からの聞き取りによると、登記されていない建物が相当数存在しており、それらについては、今回の掘り起こし調査の対象外となります。PCB 含有の疑いのある安定器の全数調査を実施するためには、課税情報を活用することが必要不可欠ですので、各省庁との調整を早急に進めていただきたいです。
- ・ 固定資産課税台帳等が必要となった場合に、税情報が含まれることを理由として交付を断られ、調査が滞るケースがあることから、総務省など関係省庁から調査に協力すべき旨の通知等が関係各所へ発出されるよう調整いただきたい。特に、安定器の調査に当たっては、建物の建築年月日が調査全体に大きく影響することから、早急な発出（可能な限り今年中）を希望する。
- ・ 「PCB 廃棄物等の掘り起こし調査マニュアル（第 4 版 暫定版）」の「4 PCB 使用安定器の掘り起こし調査の手順」によると、調査対象事業者は「家屋課税台帳」等によることとなっている。しかしながら、各自治体の税担当課が保有している情報内容については、それぞれ異なっており、当市においては納税義務者の情報はもちろんのこと、「所有者情報

(氏名・住所)」についても、地方税法第22条に抵触するため提供を受けることができない状況にある。(調査票の送付先を知ることができない。) そのため、早急に総務省と環境省にて調整を図ってもらい、総務省から各自治体の税担当課へ『PCB 廃棄物等の掘り起こし調査のために現在の所有者(納税義務者を含む。)情報を提供することは、地方税法第22条には抵触しない。』旨の通知等を行っていただきたい。(現状では、掘り起こし調査を行うことが困難である。)

※法務局の建物登記簿情報については、「データによる提供ができない」、「建築年や種類等による抽出ができない」(何十万件という全ての建物情報が、紙媒体で提供されてしまう。), 「未登記の建物が調査対象から外れてしまう」等の観点から調査の情報源としては不適當であると判断している。(この見解は、長崎県・長崎市・佐世保市の三者で協議した結論です。)

### ○技術支援に関して

- ・自治体に対する何らかのフォローを検討いただきたい。  
(モデル事業の実施、補助金及び特別交付金等財政的サポート等)
- ・平成29年6月に暫定改正された掘り起こし調査マニュアルでは、都道府県は法務局保有の建物登記簿情報を入手し使用中安定器の掘り起こし調査を行うこととされたが、現存しない建物登記があるなどにより、調査票の未達が多数発生することが想定される。また、自家用電気工作物設置者と比べて対象者数が多く、また調査結果を受けた現地確認等も膨大な作業量となることから、極めて財政負担が大きい。そこで、自家用電気工作物設置者調査で実施したように、建物登記簿情報のタウンページ情報との突合、対象者リストの配布、環境省によるモデル事業の実施など、技術的・財政的支援をしていただきたい。
- ・本市では既に一部実施済みであるが、PCB 廃棄物等の掘り起こしマニュアル(第4版 暫定版)に示されている PCB 使用安定器の掘り起こし調査の有用性について確認するため、国において、フォローアップおよび最終通知までモデル調査を実施していただきたい。
- ・平成29年7月に環境省から示された「PCB 廃棄物等の掘り起こし調査マニュアル(第4版暫定版)」で、新たに PCB 使用安定器の調査方法について示されました。当該マニュアルでは、「自家用電気工作物設置者」に対してアンケート調査することで基本的に調査対象事業者は網羅されるものと考えられるが、さらに漏れなく掘り起こしを行うため、自家用電気工作物設置者への調査のほかに、以下の手順で調査を実施することが適当である。」とされています。現在本市で進めている自家用電気工作物を対象とした掘り起こし調査に加えて、PCB 使用安定器の調査を処分期限までに終えるようにするには、調査対象が一桁上がるのが想定されることから、調査費用の確保や調査後のフォロー調査及び最終通知を見越した人員配置も必要となります。そのため、PCB 使用安定器の調査を行う場合には、人事・財政当局との交渉が必要となりますが、その際、これまで自家用電気工作物設置者へアンケート調査を行えばよいとしてきた環境省の考え方は変更がないのか問われることが想定されます。結局のところ、PCB 使用安定器の調査は実施しなければいけないのか、実施するのであれば財政的・人的な支援の考え方についてどのようにお考えであるか、早



急に示していただきたい。

### ○財政支援に関して

- ・ 掘り起こし調査マニュアル（第4版暫定版）が環境省から示され、「自家用電気工作物設置事業者」以外に「昭和52年3月以前の事業用建物の所有者」が加えられた。調査にあたり、財政上の措置を行っていただきたい。
- ・ 自治体に対する何らかのフォローを検討いただきたい。  
（モデル事業の実施、補助金及び特別交付金等財政的サポート等）
- ・ 平成29年6月に暫定改正された掘り起こし調査マニュアルでは、都道府県は法務局保有の建物登記簿情報入手し使用中安定器の掘り起こし調査を行うこととされたが、現存しない建物登記があるなどにより、調査票の未達が多数発生することが想定される。また、自家用電気工作物設置者と比べて対象者数が多く、また調査結果を受けた現地確認等も膨大な作業量となることから、極めて財政負担が大きい。そこで、自家用電気工作物設置者調査で実施したように、建物登記簿情報のタウンページ情報との突合、対象者リストの配布、環境省によるモデル事業の実施など、技術的・財政的支援をしていただきたい。
- ・ 環境省の「PCB廃棄物等の掘り起こし調査マニュアル(暫定版)」に記載された調査方法については、地方法務局や市町村から建築物リストの提供を断られているため、実施が極めて困難な状況にあります。期限内に調査に着手できるよう、関係省庁間の連携について、特段のご配慮をお願いします。  
また、建築物の照明に使用された安定器の全数調査については、高所作業を伴うこともあるため、100万円以上の高額な費用が必要になることもあるようです。安定器の適正な処理を推進するため、調査費用に対する補助制度の創設の検討をお願いします。
- ・ 平成29年7月に環境省から示された「PCB廃棄物等の掘り起こし調査マニュアル（第4版暫定版）」で、新たにPCB使用安定器の調査方法について示されました。当該マニュアルでは、「自家用電気工作物設置者」に対してアンケート調査することで基本的に調査対象事業者は網羅されるものと考えられるが、さらに漏れなく掘り起こしを行うため、自家用電気工作物設置者への調査のほかに、以下の手順で調査を実施することが適当であるとされています。現在本市で進めている自家用電気工作物を対象とした掘り起こし調査に加えて、PCB使用安定器の調査を処分期限までに終えるようにするには、調査対象が一桁上がるのが想定されることから、調査費用の確保や調査後のフォロー調査及び最終通知を見越した人員配置も必要となります。そのため、PCB使用安定器の調査を行う場合には、人事・財政当局との交渉が必要となりますが、その際、これまで自家用電気工作物設置者へアンケート調査を行えばよいとしてきた環境省の考え方は変更がないのか問われることが想定されます。結局のところ、PCB使用安定器の調査は実施しなければいけないのか、実施するのであれば財政的・人的な支援の考え方についてどのようにお考えであるか、早急に示していただきたい。

## ●PCB 汚染物等の処分方法、安定器の分別・解体について 5 件

- ・ 検査機関においては現在も PCB 原液を用いて検査をおこなっているところがあるが、すべて、高濃度 PCB 原液として例外なく処分しなければならないか確認したい。
- ・ 自家用電気工作物、安定器以外の掘り起こし調査の対象項目について、今後増加する見込みがあるものを教えて頂きたい。
- ・ コンサルタント、JR、道、市町村のほか、国交省からも照会が相次いでおり、PCB 特措法の適用、排出者、入口基準、入口基準の判定方法等が明確化されておらず、環境行政で対応に苦慮するのみならず、構造物の長寿命化工事が滞るなど、影響が生じている。広域的に処理される PCB を含む廃棄物については国が取扱を明確化していただきたい。
- ・ 次の事項に係る法的取扱について、広域的に処理される PCB 廃棄物の処理体制を踏まえて国が主体となって明確化していただきたい。
  - ・ PCB 不使用安定器の選別及び外付け型コンデンサーの取り外し
  - ・ 感圧複写紙の仕分け及び仕分け後の低濃度 PCB 処理体制の確保
  - ・ PCB 油が染みこんだ土壌の取扱（PCB 特措法の適用、土壌汚染対策法の適用）
- ・ 先日、JESCO 本社より、廃安定器について、解体の原則禁止の例外規定（平成 26 年 9 月 16 日環境省課長通知）に該当するケースについては積極的に仕分け（コンデンサーとそれ以外の PCB 非含有の部分に分割）を行うよう県から事業者に対し周知するよう依頼があった。従来、本県においても、当該通知に基づき、事業者に対し解体の原則禁止を指導してきたところであり、この例外規定を事業者に対し推奨するというのは、環境省の方向転換ではないかということ早期処理関係者連絡会においてお尋ねしたところである。当該内容に対し、同連絡会において環境省は「方向転換ではなく、JESCO から積極的に発信している状況」との説明があったが、その一方で同日に行われた広域協議会において当該例外規定を記載した「廃安定器の仕分けの徹底・促進について」の文書を JESCO と連名で配布しており、発言に矛盾があるように思われる。当該内容を推奨するのであれば、新たな通知の発出を改めて求める。

## ●低濃度 PCB 廃棄物の処理について 4 件

- ・ これまでは「高濃度か、低濃度か」に着目されていたが、今後は「低濃度か、非 PCB 含有か」が問題となる。しかしながら、低濃度 PCB の定量下限が設定されていないため、「非 PCB」の判断ができない（「低濃度 PCB 含有廃棄物に関する測定方法」では低減下限 50mg/kg としているが「50mg/kg 未満であっても PCB 含有廃棄物に該当しないとは限らない」とされている。）  
環境省は「少しでも PCB が検出されれば低濃度に該当」との立場だが、そもそも「検出」基準が明確でないため、今後は現場で混乱が生ずることが予想される。（検査機関によっては、「測定可能値未満」との証明は行いが、「含有しない」との証明はしない機関もある。）このため、速やかに低濃度の下限値を示すべきと考える。

- ・ 低濃度 PCB 廃棄物については、高濃度 PCB 廃棄物とは異なる課題があり、全国の自治体においても問題意識を抱えている状況にあるため、環境省においては、経済産業省ともよく連携の強化を図り、国として強いリーダーシップを発揮して課題に対応いただきたい。
- ・ 低濃度 PCB 廃棄物については、高濃度 PCB 廃棄物と比較して処理単価は安いものの、大型の電気機器や大量に保管している事業者にとってはかなり負担となることから、低濃度 PCB 廃棄物についても処理費用軽減措置の創設を検討されたい。
- ・ 低濃度 PCB 廃棄物に係る処理費用について、排出事業者への支援策が必要と思料する。

#### ●国の広報活動について 10件

- ・ 掘り起こし調査や PCB 処理が円滑に進むよう、関係団体や各種メディアを通じた広報等、国による積極的な関与を要望する。
- ・ PCB 廃棄物の期限内処理に向けて、テレビ等のあらゆるマスメディアを利用することにより、広く国民への徹底した周知・啓発を継続的に行っていただきたい。
- ・ PCB 廃棄物の処分については全国的に周知が必要であり、SNS を活用した周知だけではなく、全国テレビ放送・全国紙での広告など多くの人々が目にする媒体を利用した広報をお願いしたい。
- ・ 国による積極的な広報をお願いしたい。
- ・ PCB 廃棄物の早期処理に向けて、テレビ、新聞等による全国的な広報を検討していただきたい。
- ・ 市においても啓発等取組を行っているが、PCB 処理について、テレビ CM や新聞広告等にて効果的な啓発を処分期間間近になってからではなく、早期に行ってもらいたい。それにより、地元の行政だけが早期処理を指導しているのではなく、日本全国の取組みとして認識されるものとする。
- ・ PCB 特措法が施行されてから約 16 年となるが、未だ PCB 廃棄物の処理の必要性を理解している人が少ない。国において、全国の中小企業に意識付けが進むよう、大規模かつ継続的に普及啓発を行っていただきたい。
- ・ PCB 廃棄物の期限内処理について広く国民に周知する必要がある、一度きりではなく、常時、あらゆるメディアを通じて、全国的広報を行うことを要望する。
- ・ 各自治体において調査や啓発を進めているが、処分期限が迫る中、国として新聞社や放送機関等を活用した全国一斉キャンペーンの取り組み等の広報活動や窓口の設置をお願いしたい。
- ・ マスメディア等を活用した大規模で対象を限定しない広報活動により、PCB の期間内処理の完了について周知していただきたい。

#### ●保管者の破産、死亡等に対する取扱いについて 3件

- ・ 法人が破産した場合、元役員に処理責任があると考えられ、元役員に届出や処理等を指導していきたいが、現行の制度では明文化されておらず対応に苦慮している。
- ・ 保管事業者の破産や死亡等により処理責任者が不在又は不明となっている場合など、現行の法制度では責任追及が困難な PCB 廃棄物について、早急に対応策を検討されたい。

- ・ 事業者が破産した場合、PCB 廃棄物を含めて破産管財人が破産管財業務を実施されればよい（PCB 廃棄物の処理の意思がある土地の購入者がいる場合、土地の購入代金を差し引くなど）が、破産手続きが廃止されると、PCB 廃棄物は放置されることが多い。当該事例の場合、誰に処理責任があるのか助言していただきたい。他の自治体で同様の事例があれば、対応例を紹介していただきたい。また、環境省から裁判所、弁護士団体等に破産管財業務における PCB 廃棄物の適切な取り扱いについて依頼していただきたい。

#### ●行政代執行について 5 件

- ・ 行政代執行について、できる限りの件数を現在から減らさなければならない。一方で、少なからず代執行事例は発生することが予想されるが、要した費用の徴収が困難になる場合が想定され、自治体に財政や人的負担が生じることのないよう、支援を求める。
- ・ PCB 特措法の改正により、PCB 廃棄物保管事業者はその処分の委託を、また、PCB 使用機器所有事業者はその廃棄及び処分の委託を、これまでの計画的処理完了期限の 1 年前まで（処分期間）に行うよう義務付けられた。このことにより、都道府県市は、保管事業者等に対する PCB 廃棄物の早期処理等の働きかけを、早急に進めなければならないことから、その対応に多くの人手をかけざるをえず、非常に大きな事務的な負担となる。また、高濃度 PCB 廃棄物に関し、保管事業者が不明である事案等については、都道府県市はその代執行を行うことができるとされた。これにより、代執行に係る事務及びその経費負担（代執行費用）が新たに発生するため、排出事業者責任を徹底的に追及しても、行政代執行に要する費用を事業者から徴収することが困難な事例も発生することが見込まれる。このため、PCB 特措法の一部改正により発生する事務の執行に必要な経費について、確実に財政措置を講じていただきたい。特に、代執行を行わなければならない自治体に財政負担が生じることのないよう、財政措置を確実に講じる必要がある。
- ・ 第 4 回北九州 PCB 廃棄物処理事業に係る西日本広域協議会会議資料 3 - 2 「PCB 特別措置法に基づく行政処分の実施について」で約束いただいた、行政処分の実施に当たって自治体側に求められる具体的な手続きや支援の方法等についての環境省通知の発出について、確実に平成 29 年度前半（9 月末日）までに周知されたい。
- ・ 北九州事業エリアにおいては、変圧器・コンデンサーの計画的処理完了期限が平成 30 年度末と迫ってきている中で、改善命令及び行政代執行により対応する案件が出てきている状況であり、環境省においては、早急に具体的な手続きを提示していただきたい。
- ・ 行政代執行について国から費用の補助があるが、仮に今年度代執行を行った場合に適用されるものであるのか。

#### ●経済産業省およびその他関係省庁、関係団体に対して 9 件

- ・ 自家用電気工作物設置者は PCB に関してあまり知識がなく、工作物を保安点検する電気主任技術者に確認するのが調査を進めるうえで有効である。この点、工作物設置者は技術者を選任、国に届け出ることになっている。個々の工作物を保安点検する技術者の情報を有している産業保安監督部に、これまでの掘り起こし調査で「未回答」「濃度不明」の事業者の情報を提供することにより、産業保安監督部で技術者に状況確認し、調査を進めるようにしてもらいたい。もしくは産業保安監督部から個々の工作物を保安点検する技術者の情

報を提供してもらいたい。処分期限まで時間がなく都道府県だけでフォローアップ調査を繰り返して調査を進めるには限界がある。

- ・ PCB 廃棄物の掘り起こし調査を行っていく上で、電気機器の管理・記録・保安監督部への書類等の提出が適切でない事業所や電気主任技術者が多くみられ、PCB 掘り起こし調査や処分についての調査に多大な労力を要した。今後、安定器や低濃度 PCB 廃棄物に関しても、同様な不備により難航が予想される。環境省だけでなく、電気関係を所管する経済産業省において、電気主任技術者や保安関係業者へ周知・指導の徹底をお願いしたい。
- ・ 政府一丸となって、PCB 廃棄物等の早期処理を推進するため、以下の事項について、経済産業省と協議し、早急に実施すること。
  1. 一般用電気工作物の定期検査（1回／4年）において、PCB 使用製品の有無の確認
  2. 電気主任技術者による PCB 使用製品の有無などの調査（毎年）において、自家用電気工作物外の施設（設備）に対する調査も実施
  3. 「PCB 廃棄物早期処理関係者連絡会」への電力会社（電気事業連合会）の参画
- ・ 変圧器については、使用中であっても絶縁油採取は可能であるため、濃度分析を行い、各産業保安監督部への結果報告の義務付けを、電事法等で行っていただきたい。早期に濃度分析を行うことで、事業者の PCB 理解を促すことができ、適正処理が進むと考える。
- ・ 連絡が取れない自家用電気工作物設置者でかつ電気保安協会や電気管理技術者協会の会員である事業者に対し、PCB 使用機器の有無を調査するよう当該協会へお願いしているが、これは国または自治体の仕事と言い協力してもらえない。電事法上の年次点検の際に漏れなく調査しているか不安である。
- ・ 低濃度 PCB 廃棄物については、高濃度 PCB 廃棄物とは異なる課題があり、全国の自治体においても問題意識を抱えている状況にあるため、環境省においては、経済産業省ともよく連携の強化を図り、国として強いリーダーシップを発揮して課題に対応いただきたい。
- ・ 使用中の電気機器等については、立入検査で銘板を確認することは困難である。電気設備の保守を請け負っている業界団体へ周知してもらいたい（特に分析が必要とされる微量 PCB 廃棄物）。
- ・ 建設工事に伴って PCB 廃棄物が発見されることが想定される。そのため建設業者や電気工事業者に対し、事前に PCB 廃棄物の有無の確認および所有者への確認結果の説明を実施させ、所有者に届出および JESCO への登録を促すなど対応が必要であると考えられる。
- ・ 高濃度 PCB 含有電気工作物管理状況届出書の情報について、自治体へ早急に提供するよう経済産業省への働きかけをお願いしたい。

#### ●費用支援・助成等について 11件

- ・ 高濃度 PCB 廃棄物の処分費用については、独立行政法人環境再生保全機構の PCB 廃棄物処理基金による中小企業等を対象とした補助制度があるが、収集運搬費用に係る補助がない。高濃度 PCB 廃棄物については、処理先が JESCO のみであり、特に安定器等・汚染物は遠方への運搬が必要となるため、収集運搬費用が高額となり、排出事業者にとって大きな負担となっていることから、補助制度を設立して欲しい。
- ・ 現在、高濃度 PCB 廃棄物については負担軽減措置があるが、PCB 廃棄物の分析費用、低濃度 PCB 廃棄物の処分費についても負担軽減措置を検討していただきたい。

- ・ 絶縁油の濃度分析および安定器のふき取り分析等にかかる事業者負担を軽減するため、分析費用にかかる助成金制度を要望する。
- ・ 沖縄県は離島県であるため、船舶を用いずに PCB 廃棄物を処理施設まで収集運搬することができない現状にあるため、他県よりも収集運搬費用が高額である。他県並みの収集運搬費用となるよう、助成金制度を要望する。
- ・ PCB 含有年代に該当する事業者が、「低濃度」に該当するか否かを銘版等(メーカーの問い合わせ)から判明できないときは、濃度分析が必須である。しかし分析費をだし渋る事業者がいることから助成制度を考えていただきたい。
- ・ 現在、高濃度 PCB 廃棄物に対する処分料金の軽減が措置されているが、低濃度 PCB 廃棄物の保管事業者も多数いることが判明している。今後、低濃度の処分に対しても軽減措置を新設してもらおうと処理に向けた指導も効率よくいくと考える。
- ・ 掘り起こし調査時に処分手順を説明するも、事業者の反応は良くないのが現実である。使用中だけに安価でない電気工作物の取替えは判断を渋らせている様子である。PCB 含有工作物の更新に伴う助成制度があれば、もっと効率よく処分が完了すると考える。
- ・ 低濃度 PCB については、分析しないと PCB 使用の有無がわからない場合があるが、分析に要する費用は決して安価なものではなく、この段階で懸念を示す事業者が少なくない。また、封じきりのコンデンサーなどを使用している事業者が含有油を分析する場合は、当該コンデンサーの使用を廃止しなければならず、新たなコンデンサーを設置する余裕がないために分析をできないという事業者もいる。さらに、使用を廃止し、分析した結果 PCB 不含有となるケースも想定される。このため、低濃度 PCB 廃棄物の処理を推進するためにもこのような事業者に対する金銭的・物的支援を検討されたい。
- ・ PCB 廃棄物のうち、高濃度 PCB 廃棄物については、中小企業事業者等に対する処理費用軽減制度が設けられている。その一方で、低濃度 PCB 廃棄物については、そのような軽減制度が設けられていない。そのため、低濃度 PCB 廃棄物を保管する一部の中小企業事業者等は資金が不足しているために処分が滞っている事例が想定される。また、一部の中小企業事業者等は PCB 廃棄物の疑いがある電気機器を保管しているにも拘わらず、資金不足のため PCB 含有の有無について分析を行うことが出来ていない事例も考えられる。そのため、中小企業事業者等向けに低濃度 PCB 廃棄物の処分費や PCB 含有の有無に係る分析費に対する補助など、各種の支援制度を設ける必要がある。
- ・ 環境省の「PCB 廃棄物等の掘り起こし調査マニュアル(暫定版)」に記載された調査方法については、地方法務局や市町村から建築物リストの提供を断られているため、実施が極めて困難な状況にあります。期限内に調査に着手できるよう、関係省庁間の連携について、特段のご配慮をお願いします。また、建築物の照明に使用された安定器の全数調査については、高所作業を伴うこともあるため、100 万円以上の高額な費用が必要になることもあるようです。安定器の適正な処理を推進するため、調査費用に対する補助制度の創設の検討をお願いします。

- ・ PCB 廃棄物の掘り起こし調査及び処理に関する指導を進めるにあたり、PCB 廃棄物の不適正処理事案が今後発生することが想定されることから、事案が発生した際の処理等に係る費用の補助について検討いただきたい。

## ●その他 6件

### ○他都道府県との連携について

保管場所が会社跡地で無人の状態であり、保管事業者は県外にいるため、電話による口頭指導および郵送による文書指導を行っているが、改善がみられず、接触到苦慮している。他都道府県との連携を強化が求められる。

### ○紛失について

過去に PCB 特別措置法第 8 条第 1 項の規定に基づく PCB 廃棄物等の保管及び処分状況等届出書を提出した者であって、PCB 廃棄物を紛失した者について、法第 3 条違反に関する指導票を交付（文書指導）等により対応しているが、今後の指導方針としてどう指導していくとよいか助言をいただきたい。また、紛失した者に対し、罰則を適用した事例があれば紹介していただきたい。

### ○様式第一号／ポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分状況等届出書について

掘り起こし調査で、PCB 含有不明なもの、または、使用電気工作物について、様式第一号に記載する必要はありませんが、掘り起こしで回答した調査票の内容と一致させるために参考として記載する欄をも設けてほしい。

### ○PCB 廃棄物の処理について

保管事業者に処理する意思があるにも拘らず、処理が滞っている事例が見られることから、無害化処理施設の認定対象の拡大等により、処理が促進できるようにしていただきたい。

### ○製造者責任について

メーカーにおいて、自社の PCB 使用製品に対しての情報提供・対応が十分でないと思われる。製造者としての責任を十分に果たすべきと考える。

### ○その他

外国公館等における PCB 廃棄物及び PCB 使用製品の有無については、地方自治体が把握することは困難なため、関係機関に対して国内における処理期限を周知するなど、期限内に適正に処理されるよう調整していただく必要がある。